ASC 飼料基準

バージョン 1.01

2023 年 1 月

連絡先情報:

郵送先:

Aquaculture Stewardship Council
Daalseplein 101
3511 SX Utrecht, The Netherlands

オフィス所在地:

Aquaculture Stewardship Council
Daalseplein 101
3511 SX Utrecht, The Netherlands
+31 30 239 31 10
www.asc-aqua.org

貿易登録番号 34389683

目次

バージョン管理、使用言語、著作権表示 5

ASC (AQUACULTURE STEWARDSHIP COUNCIL: 水産養殖管理協議会) について 6

ASC 文書及び認証システム 7

ASC 基準の構造 9

認証の範囲と単位 10

原則 1 - UOC は、合法的かつ社会的・環境的に責任のある方法での運営を含めた、ASC 飼料基準実施のための管理制度を持つ。 12

判定基準 1.1 - UoC は、必要なすべての法的ライセンス及び許可を所有している。 12
判定基準 1.2 - UoC は、ASC の要求事項への準拠を維持するために、効果的な管理システムを導入している。 13
判定基準 1.3 - UoC は、適用される労働法及び規制を遵守する。 14
判定基準 1.4 - UoC は、強制労働、債務労働、拘束労働、人身売買に関与せず、またそれらを支援しない。 15
判定基準 1.5 - UoC は、児童と若年労働者を保護する。 17
判定基準 1.6 - UoC は、従業員を差別しない。 19
判定基準 1.7 - UoC は、安全で健康的な職場環境を提供する。 21
判定基準 1.8 - UoC は、結社の権利と団体交渉権を尊重する。 24
判定基準 1.9 - UoC は、透明性のある方法で従業員と契約する。 25
判定基準 1.10 - UoC は、法定最低賃金以上の賃金を従業員に支払う。 26
判定基準 1.11 - UoC は、超過労働を防止する。 27
判定基準 1.12 - UoC は、従業員の尊厳と健康を尊重した懲戒処分を設ける。 30
判定基準 1.13 - UoC は、効果的な労働者の苦情処理メカニズムを提供する。 31
判定基準 1.14 - UoC は、安全で適切かつ衛生的な労働者の宿泊施設を提供する。 32
判定基準 1.15 - UoC は、地域コミュニティの社会的・経済的な幸福の維持・向上に貢献する。 33
判定基準 1.16 - UoC は、先住民や部族民の権利、文化、伝統的な領土を尊重する。 35
判定基準 1.17 - UoC は、適用される環境法及び規制を遵守する。 37
判定基準 1.18 - UoC は、責任を持って水を使用する。 38
判定基準 1.19 - UoC は、責任を持って廃棄物を処理する。 40
判定基準 1.20 - UoC は、責任を持って廃水を処理する。 41
判定基準 1.21 - UoC は、責任を持ってエネルギーを使用し、温室効果ガス (GHG) の排出量をモニターする。 42

原則 2 - UOC は、責任を持って原料を調達する。 44

判定基準 2.1 - UoC は、サプライヤー行動規範 (CODE OF CONDUCT) を実現する。 44
判定基準 2.2 - UoC は、原料メーカーや一次原料の生産に関するデューデリジェンスを行う。 46

原則 3 - UOC は、適格な原料の投入と飼料の産出に責任を持つ。 48

判定基準 3.1 - UoC は、原料投入・産出の記録システムを導入する。 48
判定基準 3.2 - UoC は、適格原料を決定し、そのマスバランス適格量を計算する。 50
判定基準 3.3 - UoC は、製品を正しく表示する。 51
判定基準 3.4 - UoC は、製品の特性について透明性を持つ。 52

原則 4 - UOC は、責任を持って海産原料を調達する。 53

判定基準 4.1 - UoC は、(全魚の) 海産原料の大部分の持続可能性レベルを向上させる。 53

原則 5 - UOC は、責任を持って植物原料を調達する。 55

判定基準 5.1 - UoC は、森林破壊・転換のないサプライチェーンを目指す。 55

付属資料 1：使用された略語、定義、表現形式のリスト 58

付属資料 2：飼料メーカーによる環境負荷 60

付属資料 3: デューデリジェンス (DUE DILIGENCE; DD) 65

付属資料 4：大部分の持続可能性レベル（MSL）の算出方法 71

付属資料 5：マスバランス適格容量の計算 74

付属資料 6: 森林破壊/転換のないサプライチェーンの保証手順 79

付属資料 7：DD、森林保証/転換リスクアセスメントの要求事項を示すフローチャート及び許可された作業タイプの概要表 81

付属資料 8：情報公開と ASC への報告に関する UOC の要求事項 85

バージョン管理、使用言語、著作権表示

本文書の所有者は ASC (Aquaculture Stewardship Council: 水産養殖管理協議会)です。

本文書の内容に関するお問い合わせ、コメント、ご質問、ご意見、または公開サマリー、基準、その他の関連資料のハードコピーのご請求は、基準および科学チーム（standards@asc-aqua.org）までご連絡ください。

バージョン管理

文書のバージョン履歴:

バージョン:	**発効日:**	**備考/変更点:**
V1.01	2023 年 1 月 14 日	• ASC のブランディング、導入テキスト、一般的なレイアウト、ハイパーリンク更新 • 言語、言い回し、フローチャートを明確化の観点で更新 • 定義リストを ASC 語彙ポータルへのリンクに差し替え • 指標 1.6.1 (リスト修正) • 他の指標や要求事項には変更なし
V1.0	2023 年 1 月 14 日	新規文書

本文書の使用者は、ASC ウェブサイトで公開されている最新版を使用する責任を負います。

ASC の変化の理論にあるように、ASC 基準の継続的な有効性を確保するために、見直しは少なくとも 5 年ごとに行われなければなりません。ASC 飼料基準の次回の見直しは、2025 年を予定しています。

使用言語

この文書の公式バージョンは英語です。ASC は、必要に応じて本基準を他の言語に翻訳することがあります。翻訳版と英語版との間に矛盾や不一致がある場合は、オンラインの英語版（pdf 形式）が優先されます。

著作権表示

この文書は、Creative Commons Attribution-NoDerivs 3.0 Unported License の下でライセンスされています。このライセンスの範囲を超える許可は、standards@asc-aqua.org を介して要求することができます。

ASC (Aquaculture Stewardship Council: 水産養殖管理協議会) について

ASC (Aquaculture Stewardship Council: 水産養殖管理協議会)は、独立した非営利組織であり、科学的に確立された基準に基づいて、自主的に独立した第三者認証及びラベリングプログラムを運営しています。

ASC 基準は、ASC のミッションに沿って、環境の持続可能性と社会的責任のため、水産養殖[1]業界[2]を変革するための判定基準を定義しています。

ASC のビジョン

水産養殖が、環境への悪影響を最小限に抑えながら、人類への食料と社会的利益の供給において主要な役割を果たす世界。

ASC のミッション

サプライチェーン全体で価値を創造する効率的な市場メカニズムを用いて、環境の持続可能性と社会的責任のため水産養殖を変革する。

ASC の変化の理論

ToC とは、組織のビジョンを達成するために必要な構成要素を明確にし、説明し、マッピングすることです。

ASC は、ASC 認証とラベリングプログラムが、人々の水産物購入時の選択にインセンティブを与えることを通じ、責任ある水産養殖の実践をどのように促進し、利益を与えるかを説明する ToC を定義しました。

ASC の ToC は ASC ウェブサイトでご覧いただけます。

[1] **水産養殖**: 定義リスト参照。
[2] **水産養殖業界**: 定義リスト参照。

ASC 文書及び認証システム

ASC は ISEAL アライアンスのコード準拠メンバーであり、3 つの独立した主体からなる自主的な第三者認証システム[3]を実施しています。

I.	スキームオーナー	Aquaculture Stewardship Council
II.	認定機関	Assurance Services International (ASI)
III.	適合性評価機関 (CAB)	認定 CAB

スキームオーナー

ASC はスキームオーナーとして以下を実施します

- “ISEAL Standard-Setting Code of Good Practice" に準拠した ASC 基準設定手順に従って、ASC 基準の策定と管理を行います。ASC 基準は規範文書です。
- 以下を提供する解釈マニュアルを設定し維持します
    a. 認証単位（UoC）に対して、基準内の指標をどのように解釈し、最適に実施するかについてのガイダンス。
    b. 監査員に対する、基準内の指標に対する UoC の評価方法に関する指針
- "ISEAL Assurance Code of Good Practice”に最低限準拠した認証・認定要求事項（CAR）を設定し維持します。CAR は、認定要求事項、審査要求事項、及び認証要求事項を記述しています。CAR は規範文書です。
- 認証単位に対する認証要求事項（RUoC）を設定し、維持します。RUoC には、基準要求事項に加えて、認証を希望する事業者に適用される認証要求事項が記述され ています。RUoC は規範文書です。

上記の文書は ASC のウェブサイトで公開されています。

認定機関

認定は、適合性評価機関（CAB）を認定要求事項に対して評価する保証プロセスであり、認定機関（AB）によって実施されます。ASC の指定 AB は、Assurance Services International（ASI、2019 年 1 月以前は”Accreditation Services International”）であり、CAR を認定プロセスの規範文書として使用しています。

ASI 認定監査の評価結果及び現在認定されている CAB の概要は、ASI のウェブサイト（http://www.accreditation-services.com/） を通じて一般に公開されています。

[3] **第三者認証システム**: 定義リスト参照。

適合性評価機関

UoC は CAB と契約し、CAB は、関連基準に対する UoC の適合性評価（以下、「監査」）を実施する監査員を雇用します。CAB の管理要求事項と監査員の能力要求事項は、CAR に記載され、ASI の認定を通じて保証されます。

ASC 監査と認証プロセス

UoC は指標レベルの監査を受けています。

ASC 監査は、厳格なプロセス要求事項に従って行われます。これらの要求事項は CAR に詳述されています。ASI の認定を受けた CAB のみが、ASC の基準に照らして UoC を監査し、認証することができます。スキームオーナーである ASC 自身は、UoC の実際の監査及び/または認証の決定に関与せず、また関与するこ ともできません。付与された証明書は、CAB の所有物です。ASC は、証明書の有効性を管理しません。

付与された認証書を含むすべての ASC 監査の評価結果は、ASC ウェブサイトで公開されます。これには、否定的な認証決定に至った監査結果も含まれます。

注：認証を求める UoC には、基準に加えて適用される認証要件があります。これらの要件は RUoC (Requirements for the Unit of Certification：認証単位にかかる要求事項) に詳述されています。

ASC ロゴの使用

ASC 認証企業は、ロゴライセンス契約（LLA）が締結されている場合に限り、ASC ロゴを付した製品を販売することができます。詳細については、ASC ロゴをご覧ください。

承認されていないロゴを表示することは禁止されており、商標権侵害として扱われます。

ASC 基準の構造

基準[4]とは、*"共通して繰り返し使用できるように、製品や関連するプロセス、生産方法に関する規則、ガイドライン、特性を規定した文書で、その遵守が義務づけられていないもの"* です。

ASC 基準は以下のように設計されています:

- ASC 基準は複数の原則から構成されます。原則とは、テーマに関連した判定基準の集合体であり、原則のタイトルで定義された広範な結果を達成することに寄与します。
- 各原則は複数の判定基準で構成されており、各判定基準は、その原則の結果を達成することに寄与する成果を定義しています。
- 各判定基準は 1 つまたはいくつかの指標で構成されており、各指標はその判定基準の成果を達成するための監査可能な状態を定義しています。

原則と判定基準の両方に、なぜその原則または判定基準が必要なのかを示す理由（必要であれば参考文献の裏付け）が含まれています。

使用言語、略語、定義

原則、判定基準及び指標は、"UoC"を主語とした能動態で記載されています。

ASC 文書の中では、特定の表現を用いて以下の内容を表しています:

- 要求事項[5] しなければならない
- 勧告[6] すべきである
- 及び 選択肢の包括性を示す
- または 選択肢の排他性を示す

略語リスト及び定義リストは付属資料 1 に含まれます。

[4] **基準**: 定義リスト参照。
[5] **要求事項**: 定義リスト参照。
[6] **勧告**: 定義リスト参照。

認証の範囲と単位

ASC 飼料基準（以下、“基準”） の範囲は、（水産養殖） 飼料[7]産業に関連する主要な環境及び社会への負の影響を対象とします。ASC 飼料基準の認証を受けた主体 （UoC）は、これらの負の影響を低減または排除することに寄与します。

基準の範囲は、5 つの原則として解釈されます:

原則 1 - UoC は、合法的かつ社会的・環境的に責任のある方法での運営を含めた、ASC 飼料基準実施のための管理制度を持つ

原則 2 - UoC は、責任を持って原料を調達する

原則 3 – UoC は、適格な原料の投入と飼料の産出に責任を持つ

原則 4 - UoC は、責任を持って海産原料を調達する

原則 5 - UoC は、責任を持って植物原料を調達する

認証単位

認証単位（UoC）は飼料メーカー[8]です（詳細な定義は CAR&RUoC 文書参照）。ASC 飼料基準は、飼料メーカーと飼料原料[9]がこの基準の指標を満たしている限り、ペレット状または押出状の飼料を製造する水産飼料メーカーを区別しません。

水産飼料とその他の家畜や家禽の飼料[10]の両方を製造している飼料メーカーの場合、ASC 飼料基準は、原則 1 については施設全体に適用され、原則 2 から 5 は水産飼料の製造に使用される原料のみに適用されます。

認証プロセスの要求事項は、CAR に文書化されています。

基準の範囲

各判定基準の適用範囲は、見出しで定義されています。

- **原則 1 –** 水産飼料だけでなく、UoC 全体に適用される。
- **原則 2 及び 3 –** 水産飼料に使用するために UoC が受け取る年間総原料重量 (体積) の 1%より大きいすべての原料。UoC が家畜飼料も生産している場合は、受取量は水産飼料に含めることを目的とした成分量に基づくものとする。除外されるのは、飼料

[7] **水産養殖飼料**: 定義リスト参照。
[8] **飼料メーカー**: 定義リスト参照。
[9] **飼料成分**: 定義リスト参照。
[10] **飼料**: 定義リスト参照。

添加物 (デフォルトとしては容量制限にかかわらず): プリミックス[11]、ビタミン、ミネラル、微量元素[12]及び着色料。

- **原則 4 –** UoC が水産飼料に使用している海産物由来の原料。

- **原則 5 –** UoC が水産飼料に使用する植物由来の原料。

ASC 飼料基準は、原料のサプライチェーンにおける以下の主体を対象としています:

- 飼料メーカー (UoC)
- 原料メーカー[13]:
  - 商品取引[14]及び輸送[15]を行う企業は、原料メーカーとはみなされない。
- 一次原料の生産[16]

本基準と適用される法律との関係

適用される法律または労働協約が、本基準の要求事項よりも厳しい場合、その法律または労働協約が廃止されていない限り、その法律または労働協約が優先されます。適用される法律または労働協約が、本基準の要求事項よりも緩い場合、その要求事項が法律または法令で禁止されている場合を除き、本基準の要求事項が優先されます。

[11] **プリミックス**: 定義リスト参照。
[12] **微量元素**: 定義リスト参照。
[13] **原料メーカー**: 定義リスト参照。
[14] **商品取引**: 定義リスト参照。
[15] **輸送企業**: 定義リスト参照。
[16] **一次原料の生産**: 定義リスト参照。

原則 1 - UoC は、合法的かつ社会的・環境的に責任のある方法での運営を含めた、ASC 飼料基準実施のための管理制度を持つ。

判定基準 1.1 - UoC は、必要なすべての法的ライセンス及び許可を所有している。

判定基準の範囲 1.1 – すべての UoC

根拠 – 水産養殖業界は急速に成長しており、規制上の課題が生じる可能性があります。その結果、産業が規制されないリスクが高まります。ほとんどの国では、必要なすべてのライセンスと許可を持たずにビジネスを行うことは違法[17]であるため、UoC は最低でもこれらを所有していることが求められます。

ASC 飼料基準では、判定基準 1.1 の許認可、判定基準 1.3 の労働法、判定基準 1.17 の環境法を中心に、原則 1 全体で規制の遵守が求められています。

指標:	
指標 1.1.1	UoC は、必要なすべての法的ライセンスと許可を所有していなければならない。

[17] FAO. 2018. The State of World Fisheries and Aquaculture 2018 - Meeting the sustainable development goals. http://www.fao.org/3/i9540en/I9540EN.pdf

判定基準 1.2 - UoC は、ASC の要求事項への準拠を維持するために、効果的な管理システムを導入している。

判定基準の範囲 1.2 – すべての UoC

根拠 - 管理システムとは、組織が目的を達成するために、事業の相互に関連する部分を管理する方法です。システムの複雑さのレベルは、各組織の特定の状況、活動規模、範囲、及びリスクによって異なります。管理システムには、組織の目的が効果的かつ効率的に達成されるような方針、手順及びプロセスが含まれます。これには、ASC の要求事項の遵守も含まれます。つまり管理システムは、本基準のすべての判定基準に適用されます。

この判定基準の指標は、Plan-Do-Check-Act (PDCA) サイクルを伴う一般的な品質管理の適応型管理手法に基づきます[18,19]。

指標:	
指標 1.2.1	UoC は、すべての ASC 要求事項 (ASC 飼料基準及び認証単位にかかる ASC 要求事項 (RUoC)) の継続的な実施[20]を確保するために、責任ある経営者によって承認された、UoC 全体をカバーする管理システム[21]を有していなければならない。
指標 1.2.2	UoCは、汚職、恐喝、横領、または贈収賄を防止するためのシステムを有していなければならない。
指標 1.2.3	UoCは、記録が改ざんされず、情報が虚偽でないことを保証するシステムを有していなければならない。
指標 1.2.4	UoC は、ASC 要求事項の実施に責任を負う経営者を少なくとも 1 名置いていなければならない。
指標 1.2.5	UoC は、関連する従業員[22] が ASC 要求事項を実施するために必要な能力を有していることを保証しなければならない。
指標 1.2.6	UoC は、少なくとも年 1 回の内部監査を通じて、ASC 要求事項の遵守状況を監視し、必要に応じて是正措置を実施しなければならない。
指標 1.2.7	UoC は、ASC 監査員、ASC スキームオーナー、及び ASC 保証機関に対し、ASC 要求事項への遵守を実証できなければならない。
指標 1.2.8	UoCは、必要に応じて、また少なくとも年1回、管理システムを見直し、適切な時間軸で特定された問題に対処しなければならない。

[18] Peter J. Koiesar. (1994). What Deming Told the Japanese in 1950, Quality Management Journal, 2:1, 9-24.
[19] M. Sokovic, D. Pavletic, K. Kern Pipan, Quality Improvement Methodologies – PDCA Cycle, RADAR Matrix, DMAIC and DFSS, Journal of Achievements in Materials and Manufacturing Engineering 43/1 (2010) 476-483. http://jamme.acmsse.h2.pl/papers_vol43_1/43155.pdf
[20] 人権に関して文書化された方針など、UoC が必要と判断した方針を含む。
[21] **管理システム**: 定義リスト参照。
[22] **従業員**: 定義リスト参照。

判定基準 1.3 - UoC は、適用される労働法及び規制を遵守する。

判定基準の範囲 1.3 – すべての UoC

根拠 – 判定基準 1.1 の指標とともに、労働規制の遵守は、社会的に責任のある飼料生産の発展のための重要な基盤となります。

指標:	
指標 1.3.1	UoCは、適用されるすべての労働関連法及び規制を遵守し、その遵守のためのシステムを維持しなければならない。
指標 1.3.2	UoC は、すべての従業員が労働関連の権利 (適用される法律や規制によりカバーされていない場合であっても、労働関連の権利への ASC 要求事項を含む) に精通していることを保証しなければならない。

判定基準 1.4 - UoC は、強制労働、債務労働、拘束労働、人身売買に関与せず、またそれらを支援しない。

判定基準の範囲 1.4 – すべての UoC

根拠 – 国連 (UN) の世界人権宣言 (UDHR) では、世界の多くの産業[23]や地域で、強制労働、債務労働、拘束労働[24]や人身売買[25] が根強い問題であると認識されています[26]。漁業・水産養殖業もその例外ではありません[27,28]。

最近の推計[29]によると、世界で 4,030 万人が現代の奴隷制の犠牲者であり、そのうち 2,500 万人が強制労働、債務労働、拘束労働の犠牲者です。これには、人身売買、債務拘束（債務の支払い手段として労働を要求されること）、さらには、他の脅迫手段によって従業員の意思に反して仕事に留まることを強要する、より巧妙な形態の強制労働が含まれます。児童労働と同様、貧困が強制労働の主な要因となっています。しかし、この現象は低所得国に限ったことではありません。高所得国の一部の産業や地域では、(移民の) 従業員も同様に強制労働の被害者となる可能性があります。

関連する参考文献::

I. ILO Forced Labour Convention, 1930 (No. 29);
II. ILO Abolition of Forced Labour Convention, 1957 (No. 105);
III. ILO The Protection of Wage Convention, 1949 (No. 95);
IV. ILO The Private Employment Agencies Convention, 1997 (No. 181).

指標:	
指標 1.4.1	UoC は、強制労働、債務労働、拘束労働[30]や人身売買[31]に関与したり、それらを支援したりしてはならない。これには以下が含まれる: - 罰則の脅しのもとで行われる労働[32]; - 本人が自発的に申し出ていない労働[33]; - 人を搾取する目的で、欺瞞またはその他の形式の強要を用いること
指標 1.4.2	強制労働、債務労働、拘束労働、人身売買が発見された場合、UoC は、1.4.1 を遵守するために、借金やその他の束縛の解決、従業員の条件変更

[23] Oxfam. 2018. Ripe for change – Ending human suffering in supermarket supply chains. https://policy-practice.oxfam.org.uk/publications/ripe-for-change-ending-human-suffering-in-supermarket-supply-chains-620418
[24] **強制労働、債務労働、拘束労働**: 定義リスト参照。
[25] **人身売買**: 定義リスト参照。
[26] Global Slavery Index. 2018. https://www.globalslaveryindex.org/resources/downloads/
[27] Human Rights Watch. 2018. Hidden chains - Rights abuses and forced labor in Thailand's Fishing Industry.
[28] https://www.globalslaveryindex.org/2018/findings/importing-risk/fishing/
[29] https://www.globalslaveryindex.org/2018/findings/highlights/
[30] **強制労働、債務労働、拘束労働**: 定義リスト参照。
[31] **人身売買**: 定義リスト参照。
[32] 罰則自体は目に見える一方で、罰則の脅威は目に見えないが、同様に強制労働の一形態につながると考えられる。罰則の脅威とは、例えば、権利や特権が抑圧される恐れや、身体的、精神的、社会的な害など、あらゆる形で実現される報復の脅威を含む。
[33] **自発的に**: 定義リスト参照。

	や本国送還を可能にするなど、当人の最善の利益を第一に考え、効果的な是正措置を実施しなければならない。修復措置は文書化され、有効性を確認するために検証される。
指標 1.4.3	強制労働、債務労働、拘束労働、人身売買が発見された場合、UoC は、再発防止のための効果的な是正措置を実施しなければならない。是正措置は文書化され、有効性を確認するために検証される。
指標 1.4.4	UoCは、使用する雇用/人材紹介エージェントが以下の通りであることを確認するために、その審査と監視を確実に実施しなければならない: – 所轄の国家機関によって認可または認定されていること – 判定基準 1.1 に準拠していること
指標 1.4.5	UoC、または採用に関わるエージェント (該当する場合) は、それなしに従業員が自由に雇用を終了したり、旅行したり、出国したりできないような、ID、ビザ、パスポートなどの身分証明書の原本を所持してはならない[34]。
指標 1.4.6	UoC、または採用に関わるエージェント (該当する場合) は、たとえ現地の規制で認められていたとしても、従業員の給与、財産、または利益のいかなる部分も差し押さえてはならない。差し押さえが認められる唯一の状況は、法律で定められている場合のみである。
指標 1.4.7	UoC、または採用に関わるエージェント (該当する場合) は、採用[35]または雇用期間中に従業員に対していかなる費用も請求してはならない。これには、就労ビザを含む公的文書の処理に関連するあらゆる費用または保証金が含まれる。移民労働者[36]の場合、これには旅行と本国送還に関連するあらゆる費用または保証金が含まれる。
指標 1.4.8	UoC は、従業員が勤務中に衛生施設を利用したり、飲料水を利用したりするために、職場内を自由に移動できるようにしなければならない。
指標 1.4.9	UoC は、従業員を勤務時間外に強制的に現場に拘束してはならない。
指標 1.4.10	UoC は、従業員がシフト終了時に現場を離れることを認め、もし職場へのアクセスが悪く、公共交通機関が利用できない場合は、従業員が勤務地を離れるための合理的で安全な交通手段を提供しなければならない。
指標 1.4.11	UoC は、遠隔ではなく、容易にアクセスできる場所にある事業所への雇用条件として、雇用者が運営する施設への入居を従業員に要求してはならない。
指標 1.4.12	UoC、または採用に関わるエージェント (該当する場合) は、囚人労働に関与してはならない。

[34] UoC が保管場所を提供する場合、UoC は、保管が任意であること、及び物品が従業員によって自由にアクセスできることを保証しなければならない。
[35] 移民労働者の場合、証拠には、UoC が負担した採用/雇用費用が含まれ、費用は、年ごと、及び雇用された移民労働者の出身国ごとにまとめられなければならない。
[36] **移民労働者**: 定義リスト参照。

判定基準 1.5 - UoC は、児童と若年労働者を保護する。

判定基準の範囲 1.5 – すべての UoC

根拠 – 児童[37]及び若年労働者[38] は、身体的発達、知識、自立性や経験の欠如など、年齢に関連する固有の限界があるため、経済的搾取に対して特に脆弱です。このような脆弱性は、最悪の形態の児童労働に繋がる可能性があり、遅滞なく排除することが優先されます。児童及び若年労働者の雇用と搾取は、世界的に、(すべてではないにしろ) 多くの産業で発生しています[39]。水産養殖分野も残念ながらその例外ではありません[40]。

しかし、児童が行うすべての労働が排除の対象になるわけではありません。健康や人間形成に悪影響を及ぼさず、通学にも支障をきたさない労働に児童が参加することは、一般的にポジティブなことだと考えられています。これには、親の家事を手伝ったり、家業 (農業) を手伝ったり、学校時間外や学校休暇中にお小遣いを稼いだりする活動が含まれます。このような害のない形での労働への参加は、子どもの成長や、場合によっては家族の福祉にも貢献し、彼らにスキルや経験を与え、成人してから生産的な社会の一員になるための準備にもなります[41]。

関連する参考文献::

I. ILO Minimum Age Convention, 1973 (No. 138);
II. ILO Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No. 182);
III. OHCHR Convention on the Rights of the Child[42].

指標:	
指標 1.5.1	UoC は、児童労働[43]に関与してはならない。これには以下のような労働が含まれる: – 児童にとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害なもの[44]、または – 児童の通学を妨げるもの[45]
指標 1.5.2	児童労働が発見された場合、UoC は 1.5.1 を遵守するために、児童が学校に通えるようにしたり、義務教育終了まで通学を可能にしたりするなど、

[37] **児童**: 定義リスト参照。
[38] **若年労働者**: 定義リスト参照。
[39] https://www.ilo.org/ipec/areas/Agriculture/WCMS_172348/lang--en/index.htm
[40] ILO. 2017. Global estimates of child labour: Results and trends, 2012-2016. https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/documents/publication/wcms_575499.pdf
[41] https://www.ilo.org/ipec/facts/lang--en/index.htm
[42] https://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/crc.pdf
[43] **児童労働**: 定義リスト参照。
[44] 精神的または社会的に危険なものとしては、隔離された環境での作業、罵詈雑言が飛び交う環境での作業などが挙げられる。肉体的に危険なものとしては、重いものを持ち上げたり、機械の可動部に触れたりすること、騒音やほこりの多い環境や極端な温度の中で働くことなどが挙げられる。道徳的に危険なものとしては、薬物乱用やギャンブルにさらされるような環境での作業を含む。
[45] ILO の定義によると、これには例えば、学校に通う機会を奪うこと、学校の早期退学を強いること、学校への出席と過度に長時間の重労働を両立させることを要求することなどが含まれる。

	児童の最善の利益を第一に考えた効果的な是正措置を実施しなければならない。是正措置は文書化され、有効性を確認するために検証される。
指標 1.5.3	児童労働が発見された場合、UoCは再発防止のための効果的な是正措置を実施しなければならない。是正措置は文書化され、有効性を確認するために検証される。
指標 1.5.4	UoC は、15 歳[46]、または義務教育終了年齢[47] (いずれか高い方) 以上の児童を、危険を伴わない作業[48,49]のために雇用することができる[50]。
指標 1.5.5	UoC は、以下の場合、軽作業[51] のために 13 歳[52,53]の児童を雇用することができる: – 児童が作業前に適切な訓練を受けている – 児童が適切な監督を受けている
指標 1.5.6	UoC は、若年労働者[54]を含む児童[55]が作業を行う際には、リスクアセスメントに基づき、危険を伴わない作業 (1.5.4) または軽作業 (1.5.5) のみを行うことを保証しなければならない。リスクアセスメントは、一般的なリスク管理フレームワークの一部でなければならない (付属資料 7、図 4 参照)。
指標 1.5.7	UoC は、勤務地に住む従業員の子供が義務教育を受けることを奨励しなければならず、これを妨げてはならない。

[46] ILO 条約 138 号は、特定の発展途上国では例外的に 14 歳を認めている。ASC は ILO 条約 138 号に従い、これらの国では同様に 14 歳からの雇用を認めている。
[47] 国内法または規則は、以下の要求事項を満たす仕事を行うために、15 歳以上で義務教育を完了していない者の雇用または労働を認めることができる。
– 彼らの健康または発育に害を及ぼす可能性がないこと。また、
– 学校への出席、権限のある当局によって承認された職業指導又は訓練プログラムへの参加、または受けた指導から利益を得る能力を損なうようなものではないこと。
[48] **危険を伴う作業**: 定義リスト参照。
[49] 付属資料 7 の表 4 及び 5 参照。
[50] **できる**: “要求事項 1”の定義を参照。
[51] **軽作業**: 定義リスト参照。
[52] ILO 条約 138 号は、特定の発展途上国では例外的に 12 歳を認めている。ASC は ILO 条約 138 号に従い、これらの国では同様に 12 歳からの雇用を認めている。
[53] 本指標及び本基準の範囲は、家庭での手伝いや仕事に参加する児童には適用されない; 例えば、家庭での親の手伝い、学校時間外や学校休暇中の小遣い稼ぎ、家業の手伝い、事業の生産性や収益性に本質的に貢献しないその他の活動への参加などである。
[54] **若年労働者**: 定義リスト参照。
[55] **児童**: 定義リスト参照。

判定基準 1.6 - UoC は、従業員を差別しない。

判定基準の範囲 1.6 – すべての UoC

根拠 – 差別[56]は、いまだに職場での共通の課題です。より露骨な形態の差別は薄れている一方で、多くは依然として残っているか、あるいは新しい、あるいは目立たない形態をとっています。差別は、貧困を永続させ、開発、生産性、競争力を阻害し、政情不安を引き起こす可能性があります[57]。

仕事上の関係は、知識、技能、能力に基づくものでなければなりません。

関連する参考文献::

I. ILO Equal Remuneration Convention, 1951 (No. 100);
II. ILO Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958 (No. 111);
III. ILO Workers with Family Responsibilities Convention, 1981 (No. 156).

指標:	
指標 1.6.1	UoC は、以下を含むすべての場合において、すべての雇用志望者、及び従業員の平等な扱いを保証しなければならない: 年齢、カースト、肌の色、障害、民族、性別、法的地位、婚姻状況、国籍、親の有無、労働組合への参加、政治的意見、妊娠、人種、宗教、性的指向に関係なく、懲戒、職務、給与と手当、昇進とその他のキャリア機会、採用プロセスと条件、退職、解雇、研修、労働条件について。
指標 1.6.2	UoC、または採用に関わるエージェント (該当する場合) は、妊娠や処女性のテストを行ってはならず、また、強制的な避妊を実践または奨励してはならない。
指標 1.6.3	UoC、または採用に関わるエージェント (該当する場合) は、健康及び安全上の理由から必要な場合に限り、リスクアセスメントに基づいて医学的検査を行わなければならない。リスクアセスメントは、一般的なリスク管理フレームワークの一部でなければならない (付属資料 7、図 4 参照)。
指標 1.6.4	UoC、または採用に関わるエージェント (該当する場合) が医学的検査を実施する場合、従業員のデータは保護されなければならず、従業員は検査結果を知る権利を有する。
指標 1.6.5	UoC または採用に関わるエージェント (該当する場合) が、リスクアセスメントに基づいて医学的検査が必要であると判断した場合、従業員は希望に応じて独立した医師を利用する権利を有する。

[56] **差別**: 定義リスト参照。
[57] ILO. 2011. Equality at work: the continuing challenge. https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_166583.pdf

指標 1.6.6	UoC は、ハラスメント[58]、虐待または搾取的な行為が職場で発生しないよう、効果的なコミュニケーション[59]、手順、及びモニタリングを実施しなければならない。

[58] **ハラスメント**: 定義リスト参照。
[59] これには、その地域に活動機関がある場合、労働関連の権利について労働者を代弁する組織の連絡先を従業員に提供することも含まれる。

判定基準 1.7 - UoC は、安全で健康的な職場環境を提供する。

判定基準の範囲 1.7 – すべての UoC

根拠 – ILO は、さまざまな条約 (下記参照) を通じて、労働者が基本的な権利として、雇用から生じる体調不良、疾病、傷害から保護されるべきであるという原則を定めています。しかし、何百万人もの労働者にとって、現実は大きく異なっています。ILO の推計によると[60]、毎年 278 万人が労働災害や労働関連の病気で亡くなっています。さらに、毎年 3 億 7,400 万人が致命的ではない業務上の傷病に苦しんでおり、その多くが長期にわたる休業を余儀なくされています。世界の年間国内総生産 (GDP) の 3.94%が、職業上の病気や事故の結果として失われていると推定されています。

国連食糧農業機関 （FAO）[61] によると、加工を含む世界の水産養殖産業における安全衛生は、いまだに広く見過ごされています。世界の推定 1,900 万人の水産養殖労働者は、常に危険な[62]状況にさらされています。水産養殖労働者の中には高度な訓練を受け、安定した仕事に就いている人もいます。しかし、世界的に見ると、多くの水産養殖労働者は不安定な環境で働いており、女性、先住民、子ども、季節労働者、移民労働者、農村部や遠隔地の労働者など、弱い立場に置かれている人々が多くいます。これらのリスクの多くは、知識のギャップ、予防のための独立した分析が限られていること、リスク軽減戦略への投資不足のため、見逃されたり、対処されなかったりしています。

雇用主は、業務上の事故や疾病に由来する、早期退職、熟練スタッフの退職、欠勤、高額な保険料などのコストに直面しています。しかし、これらの業務上の事故や疾病の多くは、安全で健康的な職場環境を提供することで防ぐことができます。

関連する参考文献::

I. ILO Weekly Rest (Industry) Convention, 1921 (No. 14);
II. ILO Occupational Safety and Health Convention, 1981 (No. 155);
III. ILO Occupational Health Services Convention, 1985 (No. 161);
IV. ILO Chemicals Convention, 1990 (No. 170);
V. ILO Prevention of Major Industrial Accidents Convention, 1993 (No. 174).

指標:	
指標 1.7.1	UoC は、安全衛生リスクアセスメントを維持しなければならない[63]。
指標 1.7.2	UoC は、少なくとも以下のリスク要因 (付属資料 7、図 4、ステップ 2) を安全衛生リスクアセスメントに含めなければならない (1.7.1 参照）: - 職場における急性または慢性の身体的傷害のリスク[64]

[60] https://www.ilo.org/global/topics/safety-and-health-at-work/lang--de/index.htm
[61] http://www.fao.org/blogs/blue-growth-blog/despite-advances-in-health-and-safety-operations-fisheries-remains-a-dangerous-sector/en/
[62] **危険な**: 定義リスト参照。
[63] **リスクアセスメント**: 定義リスト参照。
[64] これには以下の活動、危険、領域が含まれる: 化学物質・生物物質、潜水、電気・電気機器、設備、火災、機械・手作業、自然/物理的災害/事象、従業員福祉、職場慣行、職場環境。

	- 職場環境における、急性または慢性の精神的傷害のリスク[65]
指標 1.7.3	UoC は、適切な対策を実施し (付属資料 7、図 4、ステップ 4)、リスク指標をモニターし (ステップ 5a)、実施した対策の有効性をモニターし (ステップ 5b)、モニタリング結果に応じてリスクアセスメントを繰り返さなければならない。
指標 1.7.4	UoC は、指標 1.7.1 の安全衛生リスクアセスメントで定義された必要性に応じて、適切に整備された適切な個人用防護具 (PPE) を無償で提供しなければならない。
指標 1.7.5	UoC は、適切な安全衛生対策 (1.7.3 参照) が効果的に実施されていることを保証しなければならない。これには、職場における適切な安全衛生上の通知/指示、適切な機器のメンテナンス、緊急時の対応や PPE の従業員による使用を含む、従業員への適切なトレーニング[66]が含まれる。
指標 1.7.6	UoC は、業務上の傷害が発生した場合に、資格を有する人員による適切な応急処置 (備品を含む) を提供しなければならない。これには、救急車のような専門的なサポートへのアクセスも含まれる。
指標 1.7.7	国/州の社会保障/健康制度が提供されていない場合、UoC は全従業員に対し、業務上の事故や傷害に対する保険[67]を提供し、その費用を支払わなければならない。これには最低でも、事故や傷害の治療に必要な交通費と医療処置/投薬の費用、回復に必要な交通費と医療処置/投薬の費用、休業補償、及び移民労働者の場合は必要な本国送還の費用が含まれる。
指標 1.7.8	UoC は、従業員に対し、報復を恐れることなく、危険な状況から離れる自由を与えなければならない。
指標 1.7.9	UoC は、必要であれば性別による分離を含め適切なプライバシーが守られた、適切で清潔な衛生設備へのアクセスを提供しなければならない。
指標 1.7.10	UoC は、すべての従業員に、無料で、明確にラベル付けされた飲料水へのアクセスを提供しなければならない。
指標 1.7.11	UoC は、休憩中に食べ物を準備して食べるための指定エリアへのアクセスを提供しなければならない。
指標 1.7.12	UoC は、雇用の条件として、従業員に食堂の利用など、雇用主が運営する店舗やサービスからの購入を要求してはならない。ただし、遠隔地にあるために代わりの店舗やサービスが利用できない場合には、費用が妥当なものであり、UoC が従業員に提供する店舗やサービスから利益を得ていない場合は含まれない。
指標 1.7.13	UoC は、授乳中の女性のために適切な場所を提供し、妊娠中及び授乳中の女性のために追加の勤務時間の休憩を認めなければならず、授乳休憩は労働時間としてカウントし、それに応じて報酬を支払わなければならない。

[65] これには以下の活動、危険、領域が含まれる: 化学物質・生物物質、潜水、電気・電気機器、設備、火災、機械・手作業、自然/物理的災害/事象、従業員福祉、職場慣行、職場環境。
[66] トレーニングは、従業員に対して無料で、報酬を得ている労働時間中に実施される。
[67] 適切な保険が利用できない場合、UoC はこれらの費用を直接カバーするシステムを持つことができる。

指標 1.7.14	UoC は、精神的[68]、身体的または言語的な虐待、またはその他のいかなる形態のハラスメント[69]にも関与またはそれらを容認してはならない。
指標 1.7.15	UoC は、UoC 内のすべての建物及び構造物の構造的完全性を確保しなければならない。
指標 1.7.16	UoC は、海上交通と関わりを持つ状況において、特に健康と安全に関して海事法を遵守しなければならない。

[68] **精神的虐待**: 定義リスト参照。
[69] **ハラスメント:** 定義リスト参照。

判定基準 1.8 - UoC は、結社の権利と団体交渉権を尊重する。

判定基準の範囲 1.8 – すべての UoC

根拠 – 結社の自由の権利とは、公式または非公式のグループに参加して、雇用者に対して集団行動をとる権利のことです。結社の自由と団体交渉権の効果的な承認は、ILO の“労働における基本的原則及び権利に関する宣言”の中核的な原則の一つです。(条約87、98、135)。

団体交渉[70]は、賃金交渉や労働条件など、従業員と雇用者の間で対立する可能性のある関係について、有益で生産的な解決策を達成するために、よりバランスのとれた力関係を提供するものです。団体交渉は、交渉を通じて、また交渉相手の異なる利益を明確にし、満たすことを通じて、当事者間の信頼関係を構築する手段を提供します。団体交渉は、代表的な従業員組織と雇用者組織の平和的、包括的、民主的な参加を促進することで、この役割を果たします。

関連する参考文献::

I. ILO Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, 1948 (No.87);
II. ILO Right to Organise and Collective Bargaining Convention, 1949 (No. 98);
III. ILO Workers' Representatives Convention, 1971 (No. 135).

指標:	
指標 1.8.1	UoC は、すべての従業員に対し、自ら選択した労働者組織 (労働組合または労働者の関心事や利益を代表するその他の組織) に加入またはそれを結成する自由があることを通知しなければならない。
指標 1.8.2	UoCは、すべての従業員に対して、団体交渉を行う自由があることを通知しなければならない。
指標 1.8.3	UoC は、労働者組織または団体交渉の設立、機能[71,72]または運営にいかなる形でも干渉してはならない。
指標 1.8.4	UoCは、結社の自由の権利が法律で制限されている地域においては、結社の自由及び団体交渉のための同等の手段を受け入れなければならない。

[70] **団体交渉**: 定義リスト参照。
[71]これには、労働時間中に、労働者組織の代表者が従業員及び従業員の職場に立ち入ることを UoC が認めることが含まれる。
[72] これには、UoC が、労働者組織からの接触を受けた場合に、有意義な交渉を行うことが含まれる。

判定基準 1.9 - UoC は、透明性のある方法で従業員と契約する。

判定基準の範囲 1.9 – すべての UoC

根拠 – 雇用契約は一般的に、賃金、福利厚生、解雇手続き、競業避止義務、雇用者と被雇用者それぞれの義務と責任など、雇用の重要な側面を規定するものです。雇用契約は、雇用者と被雇用者の二者間の法的拘束力のある相互合意であり、両当事者に安全と保護を与えるように設計されています。

指標:	
指標 1.9.1	UoCは、すべての従業員が移住して雇用を開始する前に、雇用条件に関する書面によるわかりやすい情報を受け取り、理解し、同意していることを確認しなければならない。この情報には、少なくとも以下が含まれなければならない: – 役割と責任の説明 – 契約の種類 (例： 正社員、有期雇用、個人請負) – 休憩時間を含む労働時間 – 有給の年次休暇及び祝祭日の休日出勤に対する手当 – 病気休暇 – 賃金 – 合意された賃金控除 (例： 家賃、食費) – 時間外労働に対する報酬 – 給付金 (例： 保険） – 個人用防護具の無償提供 – 解雇条件、通知機関 – 関連する方針へのアクセス (例: 反差別 1.6、労働組合及び団体交渉へのアクセス 1.8)
指標 1.9.2	UoCは、すべての従業員に対し、前払い、貸付金、労働時間、給与、控除額の計算に関わる全てのプロセスと書面の透明性を提供し、そのコピーを施設内に保管しなければならない。
指標 1.9.3	UoC は、従業員の社会的・労働的権利を回避するために、組織的な雇用形態 - 労働力のみの請負契約[73]、下請契約、家族契約[74]、在宅就業、偽装見習い[75]、有期契約の独占的使用などがあるが、これらに限られない - を用いてはならない。

[73] **労働力のみの請負契約**: 定義リスト参照。
[74] **家族契約**: 定義リスト参照。
[75] **偽装見習い**: 定義リスト参照。

判定基準 1.10 - UoC は、法定最低賃金以上の賃金を従業員に支払う。

判定基準の範囲 1.10 – すべての UoC

根拠 – 世界人権宣言[76]では、“勤労するすべての者は、自己及びその家族に対し、人間の尊厳にふさわしい生存を確保するための公正かつ有利な報酬を受ける権利を有し、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充される”と述べられています。

この声明は、すべての労働者が、透明性のある方法で設定され、企業の管理によって保護される、努力に対する適切な報酬を受けるに値するという考えを表しています。広く知られている証拠によると、水産養殖業界の賃金の一部は、いまだに国の法定最低賃金を下回っています。加えて、低賃金は他の社会的障壁にもなっています。

関連する参考文献::

I. ILO Maternity Protection Convention, 1919 (No. 3);
II. ILO Protection of Wages Convention, 1949 (No. 95);
III. ILO Maternity Protection Convention, 1952 (No. 103);
IV. ILO Minimum Wage Fixing Convention, 1970 (No. 131);
V. ILO Maternity Protection Convention, 2000 (No. 183).

指標:	
指標 1.10.1	UoC は、法定最低賃金[77]以上の賃金 (時間外労働及びボーナス前) を設定しなければならない。もし最低賃金が法律で定められていない場合、UoC は労働者またはその代表的な労働者組織と協議の上、ベーシックニーズ[78]の賃金を算出する。
指標 1.10.2	UoC は、国内法に従い、定期的に、最低でも毎月、法定通貨[79]で賃金を支払わなければならず、遅延、延期、またはいかなる方法でも保留してはならない。
指標 1.10.3	UoC は、前払金、貸付金、労働時間、給与、及び控除額の計算に関する情報の受領を含む、すべての従業員の賃金の支払と受取に関する情報を記録しなければならない。
指標 1.10.4	UoC は、国の法律及び規則または ILO 条約 183[80]のいずれか強い方の要求事項に従い、従業員が母性または父性保護の権利を有することを保証しなければならない。

***注**: 適用される生活賃金[81]を決定し、それに到達するための道筋を定義することの複雑さを考慮して、ASC は生活賃金の指標を開発するために、より広範で業界横断的な議論に取り組んでいます。これは、当初の水産養殖対話で示された意図に沿ったものです。生活賃金は、将来的に ASC 飼料基準の一部になることが想定されています。*

[76] https://www.un.org/en/about-us/universal-declaration-of-human-rights
[77] **最低賃金**: 定義リスト参照。
[78] **ベーシックニーズ**: 定義リスト参照。
[79] **法定通貨**: 定義リスト参照。
[80] ILO 条約 183 のポイント一覧は実施ガイダンスに記載されている。
[81] **生活賃金**: 定義リスト参照。

判定基準 1.11 - UoC は、超過労働を防止する。

判定基準の範囲 1.11 – すべての UoC

根拠 – 労働時間の規制は労働法規の最も古い関心事の一つである[82]にもかかわらず、過剰な労働時間は、多くの産業や地域で依然として広範な問題となっています。

世界の多くの地域では、低賃金と過剰な労働時間に高い関連性があります。大幅な残業を強いられる労働者は、仕事と生活のバランスへの影響に悩まされ、疲労関連の事故率も高くなります。

労働時間に関する ILO 基準は、労働時間、日・週単位の休息時間、年間休日を規制するための枠組みを提供しており、労働者の身体的・精神的健康を守りつつ、より高い生産性を促進する役割を果たしています。

関連する参考文献::

I. ILO Hours of Work (Industry) Convention, 1919 (No. 1);
II. ILO Weekly Rest (Industry) Convention, 1921 (No. 14);
III. ILO Holidays with Pay Convention (revisited), 1970 (No. 132);
IV. ILO Night Work Convention, 1990 (No. 171);
V. ILO The Safety and Health in Agriculture Convention, 2001 (No. 184);
VI. ILO Recommendation Reduction of Hours of Work (Recommendation 116).

18 歳以上の従業員の場合[83]:

指標:	
指標 1.11.1	UoC は、通常の労働時間に関する労働協約 (該当する場合) 及び業界標準に従わなければならず、その労働時間は、1 日 8 時間、通常の 1 週間で 48 時間 (休憩時間を除く) を超えてはならない[84,85]。
指標 1.11.2	UoC は、従業員の労働時間の記録を残さなければならない。
指標 1.11.3	UoC は、時間外労働が自発的なものであり、例外的な状況下でのみ発生し、定期的に要求されるものではないことを保証しなければならない。
指標 1.11.4	UoC は、残業時間が週に 12 時間を超えないようにしなければならない。

[82] ILO. 2007. Working time around the world: trends in working hours, laws and policies in a global comparative perspective. https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/@publ/documents/publication/wcms_104895.pdf

[83] **従業員**: 定義リスト参照。

[84] 1 週間のうち 1 日以上の労働時間が 8 時間に満たない場合には、管轄の公的機関の認可または労働協約により、8 時間の限度を残りの週の日に超えることができる。ただし、いかなる場合にも、1 日の 8 時間の限度を 1 時間以上超えてはならない。

[85] 人がシフト制で雇用される場合には、3 週間以内の平均時間数が 1 日につき 8 時間、1 週につき 48 時間を超えないときは、1 日につき 8 時間、1 週につき 48 時間を超えて雇用することが許される。

指標 1.11.5	UoC は、労働協約 (該当する場合) または業界標準で定義されているように、時間外労働時間が割増賃金[86]で支払われることを保証しなければならない。
指標 1.11.6	UoC は、勤務時間中の休憩に関して労働協約 (該当する場合) 及び業界標準に従わなければならず、その休憩は勤務時間 8 時間につき 1 時間を下回ってはならない。
指標 1.11.7	UoC は、日中の休息に関して労働協約 (該当する場合) 及び業界標準に従わなければならず、その休息は 24 時間あたり連続 11 時間を下回ってはならない。
指標 1.11.8	UoC は、週単位の休息に関して労働協約（該当する場合）及び業界標準に従わなければならず、その休息は 7 日間のうち連続 24 時間 (1 日) を下回ってはならない。
指標 1.11.9	UoC は、年次休暇に関する労働協約（該当する場合）及び業界標準に従わなければならない[87]。
指標 1.11.10	UoC は、夜間労働の割増賃金、労働時間、休憩、一日の休息、週の休息、及び健康評価に関する労働協約 (該当する場合) 及び業界標準に従わなければならない。

若年層の従業員の場合[88]:

指標:	
指標 1.11.11	UoC は、労働時間に関する労働協約 (該当する場合) 及び業界標準に従わなければならず、その労働時間は 1 日 8 時間[89]及び 1 週間に 40 時間 (休憩時間を除く)[90]を超えてはならない。
指標 1.11.12	UoC は、すべての従業員の労働時間の記録を残さなければならない。
指標 1.11.13	UoC は、時間外労働を認めてはならない。
指標 1.11.14	UoC は、勤務時間中の休憩に関して労働協約 (該当する場合) 及び業界標準に従わなければならず、その休憩は勤務時間 4.5 時間につき 0.5 時間を下回ってはならない。
指標 1.11.15	UoC は、日中の休息に関して労働協約 (該当する場合) 及び業界標準に従わなければならず、その休息は 24 時間あたり連続 12 時間を下回ってはならない。
指標 1.11.16	UoC は、週単位の休息に関して労働協約（該当する場合）及び業界標準に従わなければならず、その休息は 7 日間のうち連続 48 時間 (2 日) を下回ってはならない。

[86] **割増賃金**: 定義リスト参照。
[87] ILO 条約 132 号に基づくベストプラクティスは、1 暦年のフルタイム勤務に対して 3 週間以上の有給休暇を提供することである（指標 1.11.1）。
[88] **若年層の従業員**: 定義リスト参照。
[89] 学校、仕事、(学校と仕事の間の) 移動時間を合わせた時間は、1 日あたり合計 10 時間を超えてはならない。
[90] この時間について 1 週間を超える期間の平均を取ってはならない。

指標 1.11.17	UoC は、年次休暇に関する労働協約（該当する場合）及び業界標準に従わなければならない[91]。
指標 1.11.18	UoC は、若年層の従業員が午後 10 時から午前 6 時まで働くことを許可してはならない。

若年層の従業員に分類されない、軽作業に従事する児童[92]:

指標:	
指標 1.11.19	UoC は、労働時間に関する労働協約（該当する場合）及び業界標準に従わなければならず、その労働時間は 1 日 3 時間[93]及び 1 週間に 14 時間(休憩時間を除く) [94]を超えてはならない。
指標 1.11.20	UoC は、すべての従業員の労働時間の記録を残さなければならない。
指標 1.11.21	UoC は、時間外労働を認めてはならない。
指標 1.11.22	UoC は、勤務時間中の休憩に関して労働協約 (該当する場合) 及び業界標準に従わなければならず、その休憩は勤務時間 3 時間につき 0.5 時間を下回ってはならない。
指標 1.11.23	UoC は、日中の休息に関して労働協約 (該当する場合) 及び業界標準に従わなければならず、その休息は 24 時間あたり連続 14 時間を下回ってはならない。
指標 1.11.24	UoC は、週単位の休息に関して労働協約（該当する場合）及び業界標準に従わなければならず、その休息は 7 日間のうち連続 48 時間 (2 日) を下回ってはならない。
指標 1.11.25	UoC は、年次休暇に関する労働協約（該当する場合）及び業界標準に従わなければならない[95]。
指標 1.11.26	UoC は、若年層の従業員に分類されない児童が午後 8 時から午前 6 時まで働くことを許可してはならない。

[91] ILO 条約 132 号に基づくベストプラクティスは、1 暦年のフルタイム勤務に対して 3 週間以上の有給休暇を提供することである（指標 1.11.1）。
[92] **児童**: 定義リスト参照。
[93] 学校、仕事、(学校と仕事の間の) 移動時間を合わせた時間は、1 日あたり合計 8 時間を超えてはならない。通学する日の勤務時間は、2 時間を超えてはならない。
[94] この時間について 1 週間を超える期間の平均を取ってはならない。
[95] ILO 条約 132 号に基づくベストプラクティスは、1 暦年のフルタイム勤務に対して 3 週間以上の有給休暇を提供することである（指標 1.11.1）

判定基準 1.12 - UoC では、従業員の尊厳と健康を尊重した懲戒処分を設ける。

判定基準の範囲 1.12 – すべての UoC

根拠 – 懲戒処分[96]は、特定の ILO 条約ではカバーされていませんが、いくつかの国連協定 (下記参照) がこれに関する国際的な規範を集合的に確立しています。後者は、懲戒処分が不公正または品位を傷つける方法で行われる恐れがあるため、労働者の行動や業績を軌道修正することを目的としています。

ILO 条約に組み込まれていないにもかかわらず、国連加盟国のほとんどがこれらの条約を批准しており、個人の身体的・精神的な健康を損なったり、傷つけたりする可能性のあるあらゆる行為を廃止することを約束しています。また、多くの国では、職場での虐待を刑事罰の対象とする具体的な法律が制定されています。

これらの法律文書は、個人の尊厳と心身の健康を守ることを目的としており、懲戒や業績に関する問題に対処するための効果的で一貫性のある方法を提供するよう努めています。モチベーションを向上させ、建設的な懲戒プロセスを確立し、実行することは、責任ある人的資源管理の重要な要素です。

関連する参考文献::

I. Universal Declaration of Human Rights (1948);
II. International Covenant on Civil and Political Rights (1966);
III. Declaration on the Protection of All Persons from Being Subjected to Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (1975).

指標:	
指標 1.12.1	UoC は、透明性のある懲戒手段を持ち、従業員に対する尊厳と敬意を確保しつつ、漸進的かつ客観的な方法でそれを適用しなければならない。
指標 1.12.2	UoC は、懲戒処分の目的で賃金または給付金から控除してはならない。

[96] **懲戒処分**: 定義リスト参照。

判定基準 1.13 - UoC は、効果的な労働者の苦情処理メカニズムを提供する。

判定基準の範囲 1.13 – すべての UoC

根拠 – 苦情[97]及び紛争は、雇用関係において避けられない部分です。労働者の苦情処理メカニズム[98] は「紛争」、「不平」または「説明責任」メカニズムとも呼ばれ、労働者と雇用者の両方が職場の問題[99]に効果的に対処し得るシステムを提供します。後者は、例えば、個人間の紛争や職場環境への苦情に関連するものです。

効果的に実施されれば、これらのシステムは、紛争への対応ではなく、紛争前の当事者間の対話を促進します。

関連する参考文献::

I. ILO The Examination of Grievances Recommendation, 1967 (No. 130).

指標:	
指標 1.13.1	UoC は、すべての従業員が熟知している、紛争への対処としてではなく紛争前の当事者間 (例：従業員と管理者レベル) の対話を促進するシステムを導入しなければならない。
指標 1.13.2	UoC は、すべての従業員がアクセス可能で適用可能な苦情処理手続を持たなければならない。
指標 1.13.3	UoC は、非報復要件を含む苦情処理手続を持たなければならない。
指標 1.13.4	UoC は、すべての苦情を提出から 90 日以内に処理しなければならない。
指標 1.13.5	UoC は、苦情、結果としての対応、及び救済策を記録しなければならない。
指標 1.13.6	UoC は、新入社員や妊婦、移住労働者などの弱者グループに対する特別な配慮を確保するため、従業員の多様性を代表するメンバーで構成される意思決定用の苦情処理委員会を設置しなければならない。
指標 1.13.7	UoC の苦情処理委員会は、苦情が公正に処理され、効果的な結果が得られることを保証し、必要に応じて対話を促進しなければならない。
指標 1.13.8	UoC は、苦情を提出する従業員/団体が希望する場合、機密保持されたプロセスが提供されることを保証し、苦情の調査に必要な情報のみを共有しなければならない。

[97] **苦情**: 定義リスト参照。
[98] **苦情処理メカニズム**: 定義リスト参照。
[99] **職場の問題**: 定義リスト参照。

判定基準 1.14 - UoC は、安全で適切かつ衛生的な労働者の宿泊施設を提供する。

判定基準の範囲 1.14 – すべての UoC

根拠 – 国連 (UN) の世界人権宣言 (UDHR) では、すべての人が、自分自身とその家族の健康と福祉のために十分な生活水準 (住居を含む) を得る権利を有することが認められています。飼料生産を含む多くの分野では、労働者は雇用者が提供する宿泊施設に一定期間居住することができます。これは特に、職場が遠隔地にある場合や、距離やその他の交通上の問題から労働者がシフト間で通勤できない場合に当てはまります。

このような状況にある労働者は、常に代替手段を見つけられるとは限らないため、雇用主が提供する宿泊施設は、安全で適切かつ衛生的なものでなければなりません。

関連する参考文献:

1. ILO Workers' Housing Recommendation, 1961 (No. 115).

指標:	
指標 1.14.1	UoC は、寮を所有しているか、リースしているか、サービス提供者と契約しているかに関わらず、職員やその家族に提供される寮の施設が安全であることを保証しなければならない。これには、安全システム、緊急/避難経路、換気、暑さ・寒さ・騒音・臭い・埃からの適切な保護、及び必要に応じて性別による分離を含む適切なプライバシーの提供が含まれます。
指標 1.14.2	UoC は、寮を所有しているか、リースしているか、サービス提供者と契約しているかに関わらず、職員またはその家族に提供される寮の施設が清潔で衛生的であり、彼らのベーシックニーズを満たすものであることを保証しなければならない[100]。
指標 1.14.3	UoC は、居住環境の改善に関して議論するため、従業員の代表者と経営陣との間の年次会合を設けなければならない。
指標 1.14.4	UoC は、寮の施設が生産施設とは別に設置されていることを確保しなければならない。
指標 1.14.5	UoC は、従業員に提供された宿泊施設から利益を得ることがないよう、いかなる賃貸料も合理的であることを保証しなければならない。
指標 1.14.6	UoC は、清潔で、必要に応じて男女別を含む適切なプライバシーが確保された適切な衛生施設 (寮施設内) へのアクセスを提供しなければならない。

[100] **ベーシックニーズ**: 定義リスト参照。

判定基準 1.15 - UoC は、地域コミュニティの社会的・経済的な幸福の維持・向上に貢献する。

判定基準の範囲 1.15 – すべての UoC

根拠 – 飼料産業の事業は、多くの場合、それらが位置する (しばしば、遠隔地の) コミュニティの経済的バックボーンの重要な部分を形成しています。雇用機会を提供すると同時に、業界の事業と地域コミュニティとの間で活動や利害が対立すると、緊張やその他の悪影響が生じる可能性があります。例えば、コミュニティとの関係における事業の立地や、騒音、臭い、埃などの排出物による潜在的な影響、交通量の増加による影響などが挙げられます。

この判断基準は、UoC が近隣のコミュニティに与える影響を認識し、建設的な方法で関与することを求めています。

指標:	
指標 1.15.1	UoC は、UoC の活動に起因する重大な負の社会的影響[101]を定期的に特定し、回避または緩和するために、地域コミュニティと積極的に関与[102]しなければならない。
指標 1.15.2	UoC は、地域コミュニティがアクセス可能で適用可能な苦情処理手続を持たなければならない。
指標 1.15.3	UoC は、苦情をどのように提出できるか、また苦情に対処するメカニズムがどのように機能するか、コミュニティに周知しなければならない。
指標 1.15.4	UoC は、非報復要件を含む苦情処理手続を持たなければならない。
指標 1.15.5	UoC は、UoC が起こした活動に起因するすべての苦情を、地域コミュニティーが提出した日から 90 日以内に処理しなければならない。
指標 1.15.6	UoC は、苦情、結果としての対応、及び救済策を記録しなければならない。
指標 1.15.7	UoC は、弱者グループに対する特別な配慮を確保するため、地域コミュニティを代表するメンバーを含む意思決定用の苦情処理委員会を設置しなければならない。
指標 1.15.8	UoC の苦情処理委員会は、苦情が公正に処理され、効果的な結果が得られることを保証し、必要に応じて対話を促進しなければならない。
指標 1.15.9	UoC は、苦情を提出する個人/団体が希望する場合、機密保持されたプロセスが提供されることを保証し、苦情の調査に必要な情報のみを共有しなければならない。

[101] ASC は、環境・社会リスクフレームワークの開発を進めている。**リスクアセスメント**: 定義リスト参照。
[102] この指標の意図は、UoC が地域コミュニティにリーチアウトし、共同で、必要に応じてモニタリングやアクションプランを策定することにある。しかし、地域社会が関与を望まない場合、共同プロジェクトは必要ない。ASC は、地域社会が関与を希望しない場合もあることを認識している。

指標 1.15.10	UoC は、UoC の活動に起因して、コミュニティ及びコミュニティのメンバーの食糧安全保障に対する権利、及び土地と水を含む資源へのアクセスを制限したり、悪影響を与えたりしてはならない。
指標 1.15.11	UoC は、可能な限り[103]、雇用を含む商品とサービスを地域コミュニティから調達しなければならない。

[103] ASC は、現地調達が常に可能とは限らないことを認識している。UoC が現地で調達する努力をしても、UoC によるレビューの結果、例えば必要な技術的知識を持つ人員や必要な品質の商品が入手できない場合は、現地での調達は必要ない。

判定基準 1.16 - UoC は、先住民や部族民の権利、文化、伝統的な領土を尊重する。

判定基準の範囲 1.16 – すべての UoC

根拠 – 世界の資源の多くは、先住民や部族民が所有または支配する土地に存在します[104]。国連の推計によると、90 カ国以上に 3 億 7 千万人以上の先住民・部族民が住んでいます[105]。これは、企業が先住民や部族民と頻繁に接していることを意味しており、こうした関係を改善することがますます重要になっています。

歴史的に見ても、多くの先住民や部族民は、虐待や差別、疎外感に苦しみ、それは現在も多くの地域で続いています。その結果、多くの先住民・部族民が貧困や健康状態の悪さに苦しみ、彼らの文化や言語、生活様式が脅かされています。先住民や部族民は、世界人口の 5% ですが、世界の貧困層の 15%、極貧層の 3 分の 1 を占めています[106]。多くの地域で、彼らの平均寿命は非先住民よりも短くなっています[107]。こうした現実に直面している先住民や部族民は、商業開発や事業活動がもたらす悪影響に対して、特に脆弱であることが多くあります[108]。

先住民と部族民はしばしば水産養殖事業の「地域コミュニティ」の不可欠な一部であるという事実に加えて、企業は先住民と部族民を所有者、供給者、請負業者、従業員として事業に参加させる機会を持ちます。これは、プロジェクトの長期的な成功に貢献し、事業を地域コミュニティに定着させるのに役立ちます。

関連する参考文献::

I. ILO Indigenous and Tribal Populations, 1989 (No. 107)
II. ILO Indigenous and Tribal Populations, 1957 (No. 169)

指標:	
指標 1.16.1	UoC は、UoC の活動に起因する重大な負の社会的影響[109]を特定し、回避または緩和するために、先住民及び部族民と積極的に関与[110]しなければならない。
指標 1.16.2	UoC は、先住民がアクセス可能で適用可能な苦情処理手続を持たなければならない。

[104] **先住民**: 定義リスト参照。
[105] UNDESA. 2017. State of the World's Indigenous Peoples III, Education. https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/wp-content/uploads/sites/19/2017/12/State-of-Worlds-Indigenous-Peoples_III_WEB2018.pdf
[106] International Fund for Agricultural Development, Engagement with Indigenous Peoples Policy, 2009. https://www.thegef.org/sites/default/files/publications/Indigenous_Peoples_原則_EN.pdf
[107] See ST/ESA/328.
[108] UN Global Compact. 2013. A Business Reference Guide on the Declaration on the Rights of Indigenous Peoples. https://www.unglobalcompact.org/docs/issues_doc/human_rights/IndigenousPeoples/BusinessGuide.pdf
[109] ASC は、環境・社会リスクフレームワークの開発を進めている。**リスクアセスメント**: 定義リスト参照。
[110] この指標の意図は、UoC が地域コミュニティにリーチアウトし、共同で、必要に応じてモニタリングやアクションプランを策定することにある。しかし、地域社会が関与を望まない場合、共同プロジェクトは必要ない。ASC は、地域社会が関与を希望しない場合もあることを認識している。

指標 1.16.3	UoC は、苦情をどのように提出できるか、また苦情に対処するメカニズムがどのように機能するか、先住民及び部族民に周知しなければならない。
指標 1.16.4	UoC は、非報復要件を含む苦情処理手続を持たなければならない。
指標 1.16.5	UoC は、UoC が起こした活動に起因するすべての苦情を、先住民及び部族民が提出した日から 90 日以内に処理しなければならない
指標 1.16.6	UoC は、苦情、結果としての対応、及び救済策を記録しなければならない。
指標 1.16.7	UoC は、弱者グループに対する特別な配慮を確保するため、先住民及び部族民を代表するメンバーを含む意思決定用の苦情処理委員会を設置しなければならない。
指標 1.16.8	UoC の苦情処理委員会は、苦情が公正に処理され、効果的な結果が得られることを保証し、必要に応じて対話を促進しなければならない。
指標 1.16.9	UoC は、苦情を提出する個人/団体が希望する場合、機密保持されたプロセスが提供されることを保証し、苦情の調査に必要な情報のみを共有しなければならない。
指標 1.16.10	UoC は、文化的、生態学的、経済的、宗教的、精神的に特別で、先住民及び部族民が法的または慣習的な権利を持つ場所への、先住民及び部族民の権利及びアクセスを制限したり、悪影響を与えたりしてはならない[111]。
指標 1.16.11	UoC は、UoC の活動に起因して、先住民及び部族民の食糧安全保障に対する権利、及び土地と水を含む資源へのアクセスを制限したり、悪影響を与えたりしてはならない。
指標 1.16.12	UoC は、可能な限り[112]、雇用を含む商品とサービスを先住民及び部族民から調達しなければならない。

注: ASC は、将来の ASC 飼料基準に、自由な事前の情報提供による同意[113]（FPIC） 指標を導入することを意図しています。このトピックの複雑性を踏まえ、ASC は一貫性のある FPIC 指標を開発するために、より広範で横断的な業界の議論に取り組んでいます。

[111] **慣習的な権利**: 定義リスト参照。
[112] ASC は、現地調達が常に可能とは限らないことを認識している。UoC が現地で調達する努力をしても、UoC によるレビューの結果、例えば必要な技術的知識を持つ人員や必要な品質の商品が入手できない場合は、現地での調達は必要ない。
[113] **自由な事前の情報提供による同意**: 定義リスト参照。

判定基準 1.17 - UoC は、適用される環境法及び規制を遵守する。

判定基準の範囲 1.17 - すべての UoC

根拠 – 判定基準 1.1 の指標と合わせて、環境規制の遵守は、環境に配慮した水産養殖飼料業界の発展のための重要な基盤となります。

指標:	
指標 1.17.1	UoC は、適用されるすべての環境関連の法律及び規制を遵守し、それらを遵守するためのシステムを維持しなければならない。

判定基準 1.18 - UoC は、責任を持って水を使用する。

判定基準の範囲 1.18 - すべての UoC

根拠 – 淡水の需要は、利用可能量の変化、人口増加、都市化、所得増加、食生活の変化などの様々な要因により増加しており、農業生産が水の主な消費主体となっています。そのため、この貴重な資源をめぐる競争が激化しています。飼料メーカーは、水の使用量を認識し、生産プロセスの水効率を改善するために行動することが重要です。

この資源の利用が自然環境に悪影響を与えるかどうかを判断するには、淡水の供給源 (地表水、地下水など) と地域の条件（降雨、生態系の感度など）が非常に重要です。そのため、水の使用データは水源ごとに報告する必要があります。

指標:	
指標 1.18.1	UoC は、使用される水のすべての供給源 (自治体の給水、地表水源、地下水源、海水、生成水[114]など) を、「淡水」と「その他の水」に分けて特定しなければならない[115]。
指標 1.18.2	UoC は、水源ごとの水消費量を計算し、記録し、ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを使用して、メガリットル/t (総)製品/年で ASC に毎年報告しなければならない (付属資料 2 のセクション A1 に概説されている方法を使用)。
指標 1.18.3	井戸が使用されている場合、地下水位は定期的に (季節的変動を考慮して)、少なくとも年に一度は測定・記録されなければならない。
指標 1.18.4	UoCは、可能な限り、非効率的な慣行の結果としての水の消費量を削減することを目的とした、水の保全と効率化計画 (WCEP) [116]を策定し実施しなければならない。WCEP には、責任ある慣行の特定と、有意義な期限内に非効率な慣行から脱却し責任ある慣行を増やすための措置を含めなければならない。
指標 1.18.5	UoC は、毎年、Aqueduct Water Risk Atlas に基づき、ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを使用して、水ストレスが「高い」または「極めて高い」地域で活動しているかどうかを ASC に報告しなければならない。https://www.wri.org/aqueduct

[114] **生成水**: 定義リスト参照。

[115] これは GRI の報告要求事項に従ったもので、「淡水」は全溶存固形物が 1,000mg/L 以下、「その他の水」は全溶存固形物が 1,000mg/L より多い場合に分類される。

[116] WCEP は、付属資料 7 の図 4 に概説されているように、管理フレームワークの中に組み込まれなければならない。

- ステップ 1 の「意図」は、「UoC は、非効率的な慣行の結果としての水の消費量を削減する」と予め定義されている。
- ステップ 2 の「リスク要因」は、「6 年以内に WCEP の意図を達成できない」と予め定義されている。
- ステップ 3 により「リスク評価」が行われる。
- 「対策」には、「慣行の改善」と「水の浪費の大部分の除去」の両方が含まれ、ステップ 4 により実施される。
- ステップ 5a 及び 5b によりプロセスの「モニタリング」と「繰り返し」が行われる。

指標 1.18.6	Aqueduct Water Risk Atlas https://www.wri.org/aqueduct において「高い」及び「極めて高い」水ストレスの地域では、UoC は、毎年、リスクアセスメント[117]を実施して、水源を使用する生態系やコミュニティの水供給問題の原因となる UoC が寄与するリスクを最小化するための適切な措置が WCEP (1.18.4) に含まれているかどうかを評価しなければならない。

[117] リスクアセスメントは、付属資料 7 の図 4 に概説されているように、管理フレームワークの中に組み込まれなければならない。

- ステップ 2 のリスク要因は、「UoC が生態系と地域コミュニティの水供給問題に影響している」と事前に定義されている。
- リスクアセスメントはステップ 3 に従って実施される。
- ステップ 4 の対策は、UoC が管理できる範囲内で実施しなければならない。

判定基準 1.19 - UoC は、責任を持って廃棄物を処理する。

判定基準の範囲 1.19 - すべての UoC

根拠 – 効果的な廃棄物管理は、不必要に捨てられる物質の量を減らすことで、資源が効率的に使用されることを保証します。また、危険な物質を含む廃棄物が適切に処理され、害を及ぼさないようにします。飼料メーカーは、廃棄物の削減を目指し、それが不可能な場合は、再利用またはリサイクルする方法を見つけなければなりません。すべての廃棄物は、安全かつ責任ある方法で保管・処分されなければならず、特に人や環境に有害であることが知られている物質を含む廃棄物には注意が必要です。

指標:	
指標 1.19.1	UoC は、発生するすべての種類の廃棄物[118]を、有害廃棄物と非有害廃棄物に分別し、処分方法と、敷地内でどの程度の回収が行われているかを明らかにしなければならない。
指標 1.19.2	UoC は、廃棄方法ごとに 年間トン (t) 単位で廃棄物を計算し、記録し、ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを使用して、ASC に毎年報告しなければならない (付属資料 2 のセクション A4 に概説されている方法を使用)。
指標 1.19.3	UoC は、廃棄物の回避と可能な限りの資源回収を目的とした、文書化された廃棄物管理計画 (WMP)[119]を策定し、実施しなければならない。 WMP には、責任ある慣行の特定と、有意義な期限内に非効率な慣行から脱却し責任ある慣行を増やすための措置を含めなければならない。
指標 1.19.4	UoC は、化学物質及び危険物質、廃棄物[120]を安全な方法で処理し、保管しなければならない。
指標 1.19.5	UoC は、敷地内のすべての化学物質及びその他の危険な廃棄物について説明しなければならない。
指標 1.19.6	UoC は、再使用またはリサイクルされない廃棄物を、責任ある方法で廃棄しなければならない。UoC の敷地外の非公式な場所に廃棄物を投棄したり、ポイ捨てしたりすることは禁止されている。

[118] 廃棄物: 定義リスト参照。

[119] WMP は、付属資料 7 の図 4 に概説されているように、管理フレームワークの中に組み込まれなければならない。

- ステップ 1 の 「意図」は、「UoC は廃棄物を回避し、可能な限り資源を回収する」と予め定義されている。
- ステップ 2 の「リスク要因」は、「6 年以内に WMP の意図を達成できない」と予め定義されている。
- ステップ 3 により「リスク評価」が行われる。
- 「対策」には、1) 慣行の改善、2) 廃棄物発生量の削減、3) 廃棄物回収量の増加、4) 有害廃棄物を非有害廃棄物に置き換えるための活動の適用、5) 廃棄物の責任ある処分の増加、6) 廃棄物の漏出や紛失、責任ある処分がなされていない廃棄物の大部分の除去が含まれ、a)化学物質や有害廃棄物、及び b)プラスチックに起因する海洋汚染の脅威など、廃棄されると物理的な害を引き起こすことが知られている非有害廃棄物を対象とし、ステップ 4 に従って実施される。
- ステップ 5a 及び 5b によりプロセスの「モニタリング」と「繰り返し」が行われる。

[120] 化学・有害廃棄物: 定義リスト参照。

判定基準 1.20 - UoC は、責任を持って廃水を処理する。

判定基準の範囲 1.20 - すべての UoC

根拠 – 養殖飼料の生産から発生する廃水[121]は、正しく管理されなければ、人の健康と環境衛生に問題を引き起こす可能性があります。したがって、飼料メーカーは、そのような事態の発生を回避するための手順を定めておくことが重要です。

指標:	
指標 1.20.1	UoC は、すべての廃水 (生産、敷地内の流出物、オフィス、及び敷地内の宿泊施設からのものを含む) と排出先（例: 「淡水」と「その他の水」に分け、地表水、地下水、海水、自治体の処理施設のいずれに排出されているか） 及び敷地内でどの程度の処理が行われているかを特定しなければならない。
指標 1.20.2	UoC は、排出先ごとの年間廃水量をメガリットル(ML) 単位で計算し、ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを用いて、毎年 ASC に報告しなければならない (付属資料 2 のセクション A2 に概説されている方法を使用)。この記録には、すべての流出または偶発的な排出を含めなければならない。
指標 1.20.3	UoC は、生態系と人間の健康の観点から、水域への悪影響を軽減する目的で、排水管理計画 (EMP) [122]を策定し、実施しなければならない。EMP には、責任ある慣行の特定と、有意義な期限内に非効率な慣行から脱却し責任ある慣行を増やすための措置を含めなければならない。この計画にはまた、流出防止と対応策も含めなければならない。

[121] **廃水**: 定義リスト参照。

[122] EMP は、付属資料 7 の図 4 に概説されているように、管理フレームワークの中に組み込まれなければならない。

- ステップ 1 の 「意図」は、「UoC は、生態系と人間の健康の観点から、水域への悪影響を軽減する」と予め定義されている。
- ステップ 2 の「リスク要因」は、「6 年以内に EMP の意図を達成できない」と予め定義されている。
- ステップ 3 により「リスク評価」が行われる。
- 「対策」には、「慣行の改善」、「懸念物質の排出制限または最低限の処理に関する要求事項」、「流出防止及び流出対応策」が含まれ、ステップ 4 により実施される。
- ステップ 5a 及び 5b によりプロセスの「モニタリング」と「繰り返し」が行われる。

判定基準 1.21 - UoC は、責任を持ってエネルギーを使用し、温室効果ガス (GHG) の排出量をモニターする。

判定基準の範囲 1.21 - すべての UoC

根拠 – 水産飼料の生産に使用されるエネルギーは、経済的コストの原因となるだけでなく、有限な天然資源の枯渇や、化石燃料の燃焼による温室効果ガス (GHG) やその他の汚染物質の排出にも寄与する可能性があります。地球の気候は変化しており、これは人間の活動から排出される温室効果ガスのレベルの上昇と密接に関係しているという科学的なコンセンサスがあります。水産飼料のサプライチェーンにおける GHG 排出のほとんどは、飼料原料の生産時に上流で発生し、これには、作物生産のための森林伐採、畑での肥料使用、漁業での燃料使用などが含まれます。一方、飼料工場からの直接排出は、典型的にはエネルギーの供給、特に化石燃料の燃焼に関連しています。したがって、経済的・環境的コストを最小限に抑えるためには、エネルギーをできるだけ効率的に利用することが重要です。化石燃料に代わるエネルギー源の使用が推奨されます。様々なエネルギー源が、燃料の燃焼による直接排出と、発電や燃料の採掘・精製・輸送による間接排出の両方を通じて、あらゆる環境への影響を引き起こします。そのため、結果を再生可能エネルギーの割合など、エネルギー源ごとに分解することが重要です。飼料メーカーは、直接事業からの GHG 排出量を測定し、これらを削減するための活動に従事することで、気候変動緩和の役割を果たす必要があります。

指標:	
指標 1.21.1	UoC は、すべてのエネルギー源 (ディーゼル、ガソリン、天然ガス、電気、及びその他の供給源。国や地域の送電網からの電気、その他の再生可能及び非再生可能な供給源からの電気を明示）を特定しなければならない。
指標 1.21.2	UoC は、評価年度に生産された (総) 製品 1 トン当たりのエネルギー消費量をメガジュール (MJ) で計算し、記録し、ASC のウェブサイトで提供されるテンプレートを使用して、ASC に毎年報告しなければならない (付属資料 2 のセクション A3 に概説されている方法を使用)。
指標 1.21.3	UoC は、エネルギー効率を向上させ、再生可能エネルギー源[123]によるエネルギーの割合を増加させることを目的としたエネルギー効率管理計画 (EEMP) [124]を策定し、実施しなければならない。EEMP は、責任ある慣

[123] **再生可能エネルギー源**: 定義リスト参照。

[124] EEMP は、付属資料 7 の図 4 に概説されているように、管理フレームワークに組み込まれなければならない。

- ステップ 1 の意図は、「UoC はエネルギー効率を改善し、及び/または再生可能資源からのエネルギーの割合を増加させる」と予め定義されている。
- ステップ 2 のリスク要因は、「6 年以内に EEMP の意図を達成できない」と予め定義されている。
- ステップ 3 により「リスク評価」が行われる。
- 「対策」には、慣行の改善、エネルギー浪費の大部分の除去、UoC が実行可能と判断した場合の再生不可能なエネルギー源の再生可能なエネルギー源への置き換えなどが含まれ、ステップ 4 により実施される。
- 5a 及び 5b によりプロセスの「モニタリング」と「繰り返し」が行われる。

	行の特定と、有意義な期限内に非効率な慣行から脱却し責任ある慣行を増やすための措置を含めなければならない。
指標 1.21.4	UoC は、温室効果ガス(GHG) の排出量を生産された（総）製品 1 トン/年あたりの kg CO2 換算値で計算・記録し、ASC のウェブサイトに掲載されているテンプレートを使用して、(公表[125]を通じて、及び ASC に) 報告しなければならない(付属資料 2 のセクション B に概説されている方法を使用)。

[125] UoC のウェブサイト経由。

原則 2 - UoC は、責任を持って原料を調達する。

判定基準 2.1 - UoC は、サプライヤー行動規範 (Code of Conduct) を実現する。

判定基準の範囲 2.1 - すべての UoC

根拠 – サプライヤー行動規範 (Code of Conduct)は、水産養殖用飼料に使用される原料[126]の潜在的な社会環境リスクを管理するための重要な出発点です。行動規範は、飼料メーカーとそのサプライヤー (すなわち、原料メーカーとその供給メーカー) との間で、持続可能性に関する期待についてのコミュニケーションを促進するためのツールであり、そのため公開されることが最適です。行動規範の目的は、社会環境リスクに対する認識を高め、緩和策が開始されていることを確認することです。一方、飼料工場が実施するデューデリジェンスでは、これらのリスクのうち、より緊急性の高いもののみを対象とし、これらのリスクがサプライチェーン (原料メーカーや原料生産者など) 内で適切に対処されていることを確認するために、飼料工場による綿密な調査が必要となります。

指標:	
指標 2.1.1	UoC は、最低でも指標 2.1.3-2.1.8 に記載された点を含むサプライヤー行動規範を効果的に実現しなければならない。
指標 2.1.2	UoC は、サプライヤー行動規範 (指標 2.1.1) を公開しなければならない[127]。
指標 2.1.3	サプライヤー行動規範 (指標 2.1.1) の中で、UoC は、原料メーカーに対し、最低限、以下に定義されるライセンス及び許可に関連する指標を満たすことを要求しなければならない。 – 判定基準 1.1（法的ライセンス及び許可）
指標 2.1.4	UoC は、サプライヤー行動規範 (指標 2.1.1) の中で、原料メーカーに対し、最低限、以下に定義されている環境・社会関連指標を満たすことを求める: – 判定基準 1.3 (関連する労働法の遵守) – 判定基準 1.4 (強制労働、債務労働、拘束労働) – 判定基準 1.5 (児童及び若年労働者の保護s) – 判定基準 1.6 (差別) – 判定基準 1.7 (安全で健康的な労働環境) – 判定基準 1.8 (結社の自由と団体交渉) – 判定基準 1.9 (透明性のある方法での労働者との契約) – 判定基準 1.10 (法定賃金) – 判定基準 1.11 (労働時間) – 判定基準 1.12 (懲戒処分) – 判定基準 1.13 (労働者苦情処理メカニズム) – 判定基準 1.14 (適切な住居) – 判定基準 1.15 (コミュニティへの参画) – 判定基準 1.16 (先住民)

[126] **原料**: 定義リスト参照。
[127] UoC のウェブサイト経由。

	– 判定基準 1.17 (関連する環境法の遵守) – 判定基準 1.18 (水の使用) – 判定基準 1.19 (廃棄物管理) – 判定基準 1.20 (廃水管理) – 判定基準 1.21 (エネルギー消費) – 指標 3.4.2及び3.4.3 (製品特性)
指標 2.1.5	サプライヤー行動規範 (指標 2.1.1) の中で、UoC は、サプライヤー行動規範を満たさない原料メーカーからの購入を中止することを伝える。
指標 2.1.6	サプライヤー行動規範 (指標 2.1.1) の中で、UoC は、原料メーカーに対して、サプライヤー行動規範を満たしているかどうかを UoC に宣言することを要求しなければならない[128,129]。
指標 2.1.7	サプライヤー行動規範 (指標 2.1.1) の中で、UoC は、原料メーカーに対し、指標 2.1.6 に関連して重要な変更があった場合には、UoC に通知するよう求めなければならない。
指標 2.1.8	サプライヤー行動規範 (指標 2.1.1) の中で、UoC は、原料メーカーに対して、同じ趣旨で、同等の要求事項 (指標 2.1.1) を彼らのサプライヤー (購入飼料メーカー) に伝えることを要求しなければならない。

[128] UoC、原料メーカー、及び原料メーカーの供給メーカーは、サプライヤー行動規範を満たしているかどうかを宣言する際に、以下の理解を用いるものとする: 2.1.3 及び 2.1.4 に記載されているすべての基準及び指標が完全に満たされているか、またはそれらが満たされることを保証するための措置が実施されているか（付属資料 7、図 4、ステップ 4 参照）。

[129] つまり、原料メーカーの供給メーカーは、UoC の原料メーカーに宣言する。

判定基準 2.2 - UoC は、原料メーカーや一次原料の生産に関するデューデリジェンスを行う。

判定基準の範囲 2.2 - すべての UoC

根拠 – デューデリジェンスは、水産養殖用飼料に含まれる原料の起源と潜在的な影響を理解するための道筋を提供します。最初のステップとして、飼料メーカーは、原料の原産地に関するトレーサビリティ[130]を向上させるための継続的な改善に努めなければなりません。この基準では、UOC は主要な原料とその原産国 (海洋成分の場合は漁場) を公表しなければなりません。また、3 年以内に、その植物原料の原産国内の地域を特定しなければなりません。可視性が高まることで、飼料メーカーは、これらの原料が飼料メーカーに届く前に生み出した潜在的な悪影響について、より有意義なデューデリジェンスを行うことができます。

サプライヤー行動規範は、より広範なテーマをカバーしており、意識向上とサプライチェーンとの協働の第一歩として自己宣言に依拠しています。これに加えて、デューデリジェンスでは、原料メーカーの施設や原料の生産レベルにおける、より狭い範囲でのより深刻なリスクの詳細な評価を含んでいます。

指標:	
指標 2.2.1	UoC は、原料メーカーに対して、原料メーカー及び一次原料の製造[131]に関するデューデリジェンスを行うことを可能にする関連情報の提供に協力するよう求めなければならない。
指標 2.2.2	UoC は、UoC が受け取る年間総原料重量 (体積) の 1%より多いすべての原料[132]について、正確かつ最新のリストを維持しなければならない。このリストには以下の情報を含めなければならない。 – 原料の製造者の名前と連絡先 – 一次原料 – 陸産の一次原料の場合は、原産国名 – 海産の一次原料の場合は、原産漁場
指標 2.2.3	UoC は、リストに記載されている原料、その一次原料、一次原産国/漁業を毎年公表しなければならない[133] (指標 2.2.2)。
指標 2.2.4	UoC は、一次原料生産国内の生産地域[134]を毎年公表しなければならない[135] (第二認証サイクルの開始時以降)。これは、陸産の植物由来の原料にのみ適用される。
指標 2.2.5	UoC は、表 1 に記載されたリスク要因について、海洋由来の原料、植物由来の原料[136]及びその他の飼料の原料メーカーに対して、付属資料 3 に

[130] **トレーサビリティ**: 定義リスト参照。
[131] **一次原料（生産）**: 定義リスト参照。
[132] 以下の飼料添加物は、UoC が受け取る年間総原料重量 (体積) の 1%より多い場合でも、デフォルトでは除外される: プリミックス、ビタミン、ミネラル、微量元素、着色料。
[133] 供給者及び/または製造者の名称または識別番号、ならびに処方食に関する商業上の機密情報は、 公表する必要はない。
[134] **地域**: 定義リスト参照。
[135] UoC のウェブサイト経由。
[136] **植物由来の原料**: 定義リスト参照。

	定義された 4 つの経路のうちの 1 つを使用し[137]、デューデリジェンス[138]を実施しなければならない。
指標 2.2.6	UoC は、表 1 に記載されたリスク要因について、その主要な海洋及び植物原料の生産について、付属資料 3[139,140]に定義された 4 つの経路のうちの 1 つを使用し、デューデリジェンスを実施しなければならない。
指標 2.2.7	UoC は、2 つの経路「セクター/漁業評価」または「原料メーカー評価」のいずれかを選択したすべての場合において、付属資料 7 の図 4 に概説されたリスク管理フレームワークの 5 つのステップすべてに従わなければならない
指標 2.2.8	UoC は、2.2.5[141,142]で言及されたリスク要因について、原料メーカーのデューデリジェンスの結果が低リスクであるサプライチェーンからのみ原料を調達することを確保するシステムを持たなければならない。
指標 2.2.9	UoC は、2.2.6[143,144]で言及されているリスク要因について、それぞれの一次原料生産に関するデューデリジェンスの結果が低リスクである海洋及び植物由来の原料のみ調達することを確保するシステムを持たなければならない。
指標 2.2.10	UoC は毎年、ASC のウェブサイトで提供されるテンプレートを使用して、実施されたデューデリジェンスの結果と選択した各経路の概要を公表し、ASC に報告しなければならない[145]。
指標 2.2.11	UoC は、経路「セクター/漁業評価」または「原材料メーカー評価」(付属資料 3 参照) を選択したすべての場合において、付属資料 3 の各経路の b.で要求された証拠を含む最新のサマリーレポートを公表し、ASC と共有しなければならない。

[137] つまり、飼料添加物の原料製造にはデューデリジェンスは必要ない。
[138] ある原料が複数の国/漁場に由来する一次原料で構成されている場合 (混合バッチ)、最も高いリスクを有する国/漁場が優先される。例えば、3 つの国で生産された小麦を原料とする小麦グルテンの場合、最も高いリスクプロファイルを持つ国が全体のリスクプロファイルにおいて優先される。
[139] 例えば家畜飼料のような非海産・非植物性の原料にはデューデリジェンスは必要ない。
[140] 水産原料のデューデリジェンスには、EU の水揚げ義務の下で保持されている混獲物を除き、全魚及び副産物など、漁業に由来するすべての製品を含めなければならない。デューデリジェンスには、水産養殖に由来する副産物は含めない。
[141] つまり、デューデリジェンスは、該当するすべてのリスク要因について低リスクと判断された場合に合格となる。
[142] これらの要求事項を視覚化したものが、付属資料 5 の図 1 と 2 である。
[143] つまり、デューデリジェンスは、該当するすべてのリスク要因について低リスクと判断された場合に合格となる。
[144] これらの要求事項を視覚化したものが、付属資料 5 の図 1 と 2 である。
[145] デューディリジェンスに合格していない場合、ASC への公表・報告の要求は適用されない。

原則 3 - UoC は、適格な原料の投入と飼料の産出に責任を持つ。

判定基準 3.1 - UoC は、原料投入・産出の記録システムを導入する。

判定基準の範囲 3.1 - すべての UoC

根拠 – 広く水産業の一部である養殖業は、食品偽装、特に製品の誤表示や種のすり替えに対して非常に脆弱です。これに加えて、使用される原料の原産地や水産養殖の飼料生産に関連するサプライチェーンの複雑さに関連するトレーサビリティーに課題があります。

ASC 飼料運営委員会は、飼料基準がリリースされる頃には、ASC 認証飼料を製造するのに十分な量の持続可能な認証原料が存在している可能性はほとんどないと考えています。それまでの間、そして最初のステップとして、飼料工場は ASC が認めた 2 つのモデルのうちの一方または両方を使用することができ、ASC 飼料はマスバランス生産モデル[146] (適格原料[147]と非適格原料[148]の両方を含む) または分別生産モデル[149] (適格原料のみを含む) の 2 つの形態をとることができます。しかし、飼料工場は、ASC 飼料用に適格原料の調達を増やすよう推奨されています。

分別生産モデルで飼料を生産するためには、飼料工場は生産の全段階で適格原料と非適格原料を識別し、分別する必要があります。

マスバランス生産モデルで飼料を生産するためには、飼料工場は、マスバランス生産モデルで生産された飼料の産出量を適格原料の投入量でカバーできるような記録システムを構築する必要があります。

指標の範囲 3.1.1 - 3.1.2 – すべての UoC

指標 3.1.1	UoCは、以下を含む、受け取ったすべての原料を記録しなければならない。 – サプライヤーの名前と連絡先 – 出荷日及び物理的な受領日 – 製造者の名前と連絡先 – 原料の名称/固有の識別子 – 固有のバッチ番号/ロットコード – 一次原料生産国（及び指標2.2.3及び2.2.4で必要とされる地域）または漁場 – 受領した数量（kgまたはt単位） – 原料が遺伝子組換え材料からなるか否か、またはそれを含むか否か – 原料が抗生物質を含むか否か、含む場合はその含有量（mg または g/kg） – 該当する Chain of Custody 認証の有効性

[146] **マスバランス生産モデル**: 定義リスト参照。
[147] **適格原料**: 定義リスト参照。
[148] **非適格原料**: 定義リスト参照。
[149] **分別生産モデル**: 定義リスト参照。

	– 原則 4 で定義されている海洋の持続可能性カテゴリー – カテゴリー1) 大豆、パーム油由来の原料、及びカテゴリー2) 最も量の多い植物原料の法的な森林破壊/転換のリスク
指標 3.1.2	UoCは、以下を含む、すべての出荷された製品[150]を記録しなければならない。 – 顧客の名前及び住所 – 出荷及び物理的な出荷日 – 製品の名称/固有の識別子 – 出荷された数量（kgまたはt） – 製品が遺伝子組換え材料からなるか否か、またはそれを含むか否か – 製品が抗生物質を含むか否か、含む場合はその含有量（mg または g/kg） – 製品がASC分別生産モデルで出荷されたか否か – 製品がASCマスバランス生産モデルで出荷されたか否か

指標の範囲 3.1.3 及び 3.1.4 – 分別生産モデルを使用する UoC のみ

指標 3.1.3	UoCは、原料の識別情報を確実に記録する文書化されたトレーサビリティシステムを持たなければならない。これには、入荷時の原料、及びそれによって製造された製品、UoC内のすべての段階から出荷までが含まれなければならない。
指標 3.1.4	UoC は、ASC 適格原料と非適格原料が混在することを防ぐため、入荷から出荷までの UoC 内のすべての段階でそれらが分別されていることを確保するシステムを持たなければならない。

[150] **製品**: 定義リスト参照。

判定基準 3.2 - UoC は、適格原料を決定し、そのマスバランス適格量を計算する。

判定基準の範囲 3.2.1 – 3.2.4 - マスバランス生産モデルを使用する UoC のみ

根拠 – この基準の持続可能性の指標に準拠するには、工場に入ってくる原料を正確に分類する必要があります。UoC で調達可能なすべての原料が、マスバランス適格容量にカウントされるわけではありません。この判定基準の指標は、この計算のための要求事項を設定するものです。

指標	
指標 3.2.1	UoC は、どの原料が適格原料であるかを判断し、付属資料 5 の指示に従ってマスバランス適格容量を計算し、計算ステップの詳細を記録しなければならない。
指標 3.2.2	UoC は、1 月から 12 月まで[151]の 12 ヶ月間、毎年マスバランスの計算を行わなければならない。
指標 3.2.3	UoC は、最終製品の製造に使用される前の原料の加工が、原料の受領時と使用時の間に、重量 (体積) で 5%以上の変化[152]をもたらす可能性があるかどうかを評価しなければならない。その場合、前処理のための重量 (体積) 差を決定して記録し、マスバランス適格量の計算に考慮しなければならない。
指標 3.2.4	UoC は、ASC のウェブサイトで提供されるテンプレートを使用して、マス生産バランスモデルで販売された製品の総量を毎年報告しなければならない。

指標の範囲 3.2.5 - 分別生産モデルを使用する UoC のみ

指標	
指標 3.2.5	UoC は、ASC のウェブサイトで提供されるテンプレートを使用して、分別生産モデルで販売された製品の総量を毎年報告しなければならない。

[151] マスバランス計算のための他のアプローチは ASC で検討され、将来的に受け入れられる可能性がある。
[152] 例えば、水の抽出や添加、廃棄物の除去などによるもの。

判定基準 3.3 - UoC は、製品を正しく表示する。

指標の範囲 3.3.1 - マスバランス生産モデルを使用する UoC のみ

根拠 – ASC 飼料基準の採用を促進するため、UoC は生産量の一部のみを ASC 準拠の飼料として販売することができます。この基準の初期バージョンでは、メーカーは ASC 分別生産モデルと ASC マスバランス生産モデルの 2 つのモデルから選択することができます。この判定基準の指標は、使用するモデルに応じて、最終製品に表示（または識別）するための要求事項を設定するものです。

注：UoC では、いつでも両モデルを使用することができます。

指標	
指標 3.3.1	UoC は、マスバランス生産モデルにより販売された製品を、適用されたモデル (すなわちマスバランス) を含む、 許容される飼料クレームを使用して識別しなければならない。ASC の商標は使用してはならない。

指標の範囲 3.3.2 - 分別生産モデルを使用する UoC のみ

指標	
指標 3.3.2	UoC は、認証書の表に記載されている飼料名に従った明確な飼料名を使用し、その後に適用されるモデル (すなわち分別) を含む許容される飼料クレームを記載して、分別生産モデルで販売される製品を識別しなければならない。ASC 商標は、条件付きで使用することができる。

判定基準 3.4 - UoC は、製品の特性について透明性を持つ。

判定基準の範囲 3.4 - すべての UoC

根拠 - 窒素とリンは、食べられなかった飼料や代謝副産物の結果として、魚の飼育場周辺の水域に放出されます。適切に管理されなければ、遠洋や底生生物の生態系に大きな変化をもたらす可能性があります。飼料会社は、飼料に含まれる栄養分に基づく栄養分排出量の推定値を顧客に提供することで、飼料が地域の環境に与える潜在的な影響をよりよく理解できるよう支援することができます。飼料に遺伝子組み換え作物 (GMO) を使用することは認められていますが、それを開示しなければなりません。遺伝子組み換え作物は、世界中の水産養殖や動物用飼料に一般的に使用されていますが、消費者や小売業者の中には、遺伝子組み換えされた、あるいは遺伝子組み換え原料が与えられた養殖魚を含む食品を識別できるようにしたいと考える人もいます。遺伝子組み換え作物の使用に関する文書を顧客に提供する必要しなければなりません。この要件は、小売業者や消費者が十分な情報を得た上で選択できるように、飼料中の遺伝子組み換え原料（0.9%より多い成分）に関する透明性を確保するものです。

指標:	
指標 3.4.1	UoCは、要求に応じて検証可能な裏付け文書を用いて、各飼料製品の窒素(N)とリン(P)の含有量 (製品あたり kg/t または g/kg)を、製品の全購入者[153]に開示しなければならない。
指標 3.4.2	UoC は、各製品の遺伝子組み換え作物[154] (GMO)、または GMO から製造された原料[155]の存在[156]を、製品の全購入者[157]に開示しなければならない。
指標 3.4.3	UoCは、各製品の活性化合物と、添加された抗生物質またはその他の薬剤飼料添加物の含有量 (製品あたり mg または g/kg) を、製品の全購入者[158]に開示しなければならない。
指標 3.4.4	UoC は、ASC 認証養殖場及び ASC 認証を申請する養殖場に対し、各飼料製品[159] の全魚の海産成分の含有量に関する関連情報を開示しなければならない。

[153] 全ての購入者には ASC 以外の養殖場も含まれる。
[154] **遺伝子組み換え作物** (GMO): 定義リスト参照。
[155] 遺伝子組換え作物のトレーサビリティーと表示、及び遺伝子組換え作物から製造された食品と飼料製品のトレーサビリティーに関する EU 規則 1830/2003 で定義されているマクロ原料に適用される。
[156] 非 GM 食品・飼料原料中に GM 物質が不慮の事故で存在することを許容するため、0.9%の閾値が認められている。参考文献：遺伝子組換え作物のトレーサビリティーと表示、及び遺伝子組換え作物から製造された食品と飼料製品のトレーサビリティーに関する EU 規則 1830/2003
[157] 全ての購入者には ASC 以外の養殖場も含まれる。
[158] 全ての購入者には ASC 以外の養殖場も含まれる。
[159] 本情報は、ASC 養殖場基準における FFDR (魚粉/魚油の飼料魚依存率) 及び FFER (魚飼料同等率)の計算に必要である。この指標は、ASC 認証養殖場向けの製品にのみ適用される。

原則 4 - UoC は、責任を持って海産原料を調達する。

判定基準 4.1 - UoC は、(全魚の) 海産原料の大部分の持続可能性レベルを向上させる。

判定基準の範囲 4.1 - すべての UoC

根拠 – 海産原料は、必須栄養素を供給することで、水産飼料産業において重要な役割を果たしています。この重要な役割を考えると、環境や社会的な懸念にもかかわらず、海産原料は世界の飼料原料供給の一部であり続けることが予測されます。ASC はこのことを認識し、影響に対処し軽減する効果的な方法として、供給する漁業の持続可能性を長期的に向上させるよう、漁業と海産原料生産業界にインセンティブを与えようとしています。

(飼料用) 漁業の持続可能性のパフォーマンスが世界的に異なることを踏まえ、4 つの持続可能性レベル (持続可能性レベル L1-L4、付属飼料 4 参照) を定義した改善モデル（「大部分の持続可能性レベル」）が開発されました。この改善モデルは、全魚の海産原料の大部分 (50-100%) に適用されます。少数部分 (0-49%) は、残りのレベルのいずれか、またはそれらの組み合わせに割り当てられます。この柔軟性により、改善プログラムに参加している供給漁業が、改善を続けるための重要なインセンティブである市場アクセスを維持することができます。全体として、大部分の持続可能性レベルは、世界の (飼料) 漁業が環境面での持続可能性という点で直面している否定できない相違点と課題を調整しつつ、飼料メーカーが単一のグローバルなモデルに沿って個々の調達改善を進めることを可能にします。

飼料メーカーは、最近の全魚の海産原料の調達状況に基づいて、定義されたレベルのいずれかにエントリーします。ここから、全魚の海産原料の大部分の持続可能性レベルは、時間をかけて改善されなければなりません (大部分の量は 3 年ごとに 1 レベル上がります)。

ASC は、Aquaculture Dialogues で言及されているように、将来的には 100% の大部分の持続可能性レベルまたは同等の認証を受けた海産原料を要求します。そのため、これは大部分の持続可能性レベルの改訂版における第 5 のレベルとなります。この第 5 のレベルの実現可能性の検討は、基準の改訂プロセスを通じて、数量の需要と実現可能性を慎重に考慮した上で決定されます。同様に、マスバランスの使用についても見直しを行い、適切かつ実行可能な場合には、分別供給への移行を検討します。

指標:	
指標 4.1.1	UoC は、海産副産物[160]及び全魚について、表 2 のカテゴリ 1-4 に従って全魚原料を採点し、受け取った海産原料[161]の量を決定し、そこから UoC の大部分の持続可能性レベル (MSL) を算出しなければならない（付属資料 4）。
指標 4.1.2	初回の監査では、UoC はエントリーレベル (EL) を算出しなければならない。EL は、初回監査前の 24 ヶ月間の MSL である。

[160] **海産副産物:** 定義リスト参照。
[161] **海産原料:** 定義リスト参照。

指標 4.1.3	UoC は、初回認証サイクルの間、最低でも EL と同じ MSL を維持しなければならない (付属資料 4)[162].
指標 4.1.4	UoC は、認証サイクルごとに、MSL を最低でも前回の認証サイクルのレベルよりも 1 レベル[163]高めなければならない (付属資料 4)。
指標 4.1.5	UoC は、各認証サイクルにおける大部分の持続可能性レベル (MSL) を算出し、ASC に報告し、公表しなければならない[164]。
指標 4.1.6	UoC は、過去の認証サイクルにおいて使用した海産原料の量を算出し、ASC に報告し、公表しなければならない[165]。

[162] MSL ベースライン (付属資料 4) での EL は、最初の認証サイクルの 1 年目に MSL 1 に移行するためのシステムが整っていることを UoC が最初の監査で示すことができれば可能である。
[163] UoC が、その海産原料が単一の漁業に依存しており、供給元を変更することが不可能であることを証明できる場合、飼料メーカーは、FIP 進捗状況に合わせて、現行の MSL でのサイクルを最大 3 年間延長することが許される。裏付けとなる証拠（供給漁業、FIP の進捗状況、完了予定時期）は、ASC 監査報告書の付属資料として追加されるものとする。
[164] UoC のウェブサイト経由。
[165] UoC のウェブサイト経由。

原則 5 - UoC は、責任を持って植物原料を調達する。

判定基準 5.1 - UoC は、森林破壊・転換のないサプライチェーンを目指す。

判定基準の範囲 5.1 - すべての UoC

根拠 – 水産養殖産業が世界の農業生産高に占める割合は比較的小さいですが、世界の水産飼料原料の約 75%[166]は農業から得られています。このため、水産養殖飼料産業は、農業がもたらす負の影響とは切り離せません。

農業の主な懸念事項は、(熱帯及び温帯の) 森林破壊[167] と他の自然生態系[168] (例：サバンナや草原) の転換[169]による農地の拡大です。とりわけ、国連の持続可能な開発目標では、SDG15「陸域生態系の保護、回復、及び持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化との戦い、及び土地の劣化[170]の阻止と反転、生物多様性の損失の阻止」を通じて、この重要な問題に明確に取り組んでいます。

森林破壊と土地転換の影響は多岐にわたります。森林やその他の自然生態系は、二酸化炭素を吸収して閉じ込めることで、二酸化炭素の吸収源として機能します。また、これらの生態系は、多くの種の生息地となり、それによって生物多様性の保全に貢献し、地域の気候制御にも貢献し、適切に管理されれば人類に豊富な天然資源を提供します。

2016 年末、多様な連合体が共通の目的のために集まりました。その目的は、森林や自然生態系、人権を守るための企業のコミットメントの進捗を加速し、説明責任を向上させることです。コミットメントと結果の間のギャップを埋める必要性を認識し、この連合のメンバーは、アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアチブ (AFi) [171]を立ち上げました。

ASC 認証を取得した飼料メーカーは、森林破壊や土地転換のないサプライチェーンへの移行を公的に約束し、それに続く公的な行動計画を立てることで、森林破壊や土地転換を減らすための世界的な取り組みに貢献しています。このために策定された要求事項は、AFi の原則に沿ったものです。

認証飼料メーカーは、追加の目標として、サプライヤーが森林破壊や土地転換のない状態になるようにサプライヤーと協力することを含めることが推奨されています。

大豆とパーム油の生産は、主な一次原料生産国の多くで、環境的・社会的に大きな問題となっています。両作物は水産飼料用の原料として使用されているため、この判定基準ではこれらの懸念に対応することを明確にしています。付属資料 6 で定義されている保証手順では、大豆とパーム油の原料が、土地の転換や森林破壊が行われている地域からのものであるリス

---

[166] Tacon, A.G.J.; Hasan, M.R.; Metian, M.; *Demand and supply of feed ingredients for farmed fish and crustaceans: trends and prospects*; FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper No. 564. FAO, 2011. 87 pp. http://www.fao.org/3/ba0002e/ba0002e.pdf
[167] **森林破壊**: 定義リスト参照。
[168] **自然生態系**: 定義リスト参照。
[169] **転換**: 定義リスト参照。
[170] **劣化**: 定義リスト参照。
[171] www.accountability-framework.org

クが低いことを保証することを目指しています。また、この保証手順では、生産者がサプライチェーンと協力して、飼料工場で使用される量が最も多い植物原料について、土地転換や森林破壊のリスクが低いことを保証するとともに、他のすべての植物原料についても同様に保証するよう推奨しています。

指標:	
指標 5.1.1	UoC は、すべての植物原料（カテゴリー1-3）の調達において、森林破壊[172]及び転換[173]のないサプライチェーンに移行することを公約[174]しなければならない。この公約には以下が含まれる: - ASC 飼料基準 v1.0 がリリースされた月より前の、森林破壊と転換に関する基準日[175]
指標 5.1.2	UoC は、その植物のサプライチェーンを以下のカテゴリーに分類しなければならない: カテゴリー1：グローバルなリスクがあることが知られている原料 (大豆やパーム油由来の原料など) カテゴリー2：最も使用量の多い植物原料[176] カテゴリー3：その他の植物原料
指標 5.1.3	UoC は、その植物原料のサプライチェーンのすべてについて、植物一次原料の生産レベルでの合法的な 森林破壊と土地転換のリスクを、1) グローバルなリスクがあることが知られている原料 (すなわち、大豆とパーム油に由来する原料)、 2) 最も使用量の多い植物原料、を優先して評価しなければならない。
指標 5.1.4	UoC は、カテゴリー3）その他の植物原料（5.1.2）の植物サプライチェーンも分析に含めるべきだが、認証を取得または維持するためにそうする義務はない。
指標 5.1.5	UoC は、合法的な森林破壊または転換のリスクのレベルを決定するために、4 つの経路 1) 国別スコアカード、2) サブナショナル/セクター別評価、3) 原料メーカー評価、または 4) 認証 (付属資料 6 に定義) のいずれかを使用しなければならない。
指標 5.1.6	UoC は、2 つの経路「サブナショナル/セクター別評価」または「原料メーカー評価」（5.1.5 参照）のいずれかが選択されたすべてのケースにおいて、付属資料 7 の図 4 に概説されているリスク管理フレームワークの一般的なプロセスに従わなければならない。
指標 5.1.7	UoC は、初回監査後 1 年以内に、1) グローバルなリスクがあることが知られている原料 (すなわち、大豆とパーム油に由来する原料) 及び 2）最

[172] **森林破壊のない**: 定義リスト参照。
[173] **転換のない**: 定義リスト参照。
[174] この公約は、UoC が生産する水産養殖用飼料にも適用される。
[175] **基準日**: 定義リスト参照。
[176] **最も使用量の多い植物原料**: これは、植物原料の総量の大部分を占める原料、すなわち 50%以上の原料に適用される。最も使用量の多い個々の植物原料が、合わせて全体の過半数の量を占める。

	も使用量の多い植物原料のカテゴリーについて、以下を含むコミットメントを達成するための公開行動計画[177]を策定しなければならない: - タイムラインと目標期日[178] - 客観的に評価することができる定量的かつ地理的に特定された[179]目標とマイルストーン
指標 5.1.8	UoC は、森林破壊と転換のないサプライチェーンに移行するという公的なコミットメント (5.1.1 参照) [180]の対象となる サプライチェーンからのみ植物原料を調達することを保証するシステムを持たなければならない。
指標 5.1.9	UoC は、1) グローバルなリスクがあることが知られている原料 (すなわち、大豆とパーム油に由来する原料) 及び 2）最も使用量の多い植物原料のカテゴリーについて、低リスクが実証されているか、または低リスクを達成するための行動計画が実施されている植物原料のみを調達することを保証するシステムを持たなければならない (5.1.7 参照)。
指標 5.1.10	UoC は、1) グローバルなリスクがあることが知られている原料 (すなわち、大豆とパーム油に由来する原料) のカテゴリーについては、低リスクが実証されている植物原料のみを適格原料[181]として使用することを保証するシステムを持たなければならない[182]。
指標 5.1.11	UoC は、毎年、そのコミットメントに対する進捗状況を公開 125 形式で報告しなければならない。これには、公開行動計画 (5.1.7 参照) に記載された定量的及び地理的に特定されたマイルストーンに対する実績の報告を含めなければならない。
指標 5.1.12	UoC は、毎年、 ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを使用して、低リスクと判断された植物原料の概要と選択されたそれぞれの経路を公表し、ASC に報告しなければならない。
指標 5.1.13	UoC は、転換のないサプライチェーンへの移行を進めるマルチステークホルダープラットフォーム[183]に少なくとも 1 つ参加しなければならない。

[177] これは、1) グローバルなリスクがあることが知られている原料 (すなわち、大豆とパーム油に由来する原料) 及び 2) 低リスクが実証されている最も使用量の多い植物原料に適用されず、またカテゴリー3) その他の植物成分には適用されない。
[178] **目標期日**: 定義リスト参照。
[179] 少なくとも国レベル。リスクのレベルに合わせた適切な地理的規模が必要。
[180] これらの要求事項を視覚化したものが、付属資料 5 の図 2 である。
[181] **適格原料**: 定義リスト参照。
[182] 2) 最も使用量の多い植物原料、3) その他の植物原料のカテゴリーには適用されない。
[183] 一例として、Cerrado Manifesto (https://cerradostatement.fairr.org) がある。

付属資料 1：使用された略語、定義、表現形式のリスト

略語リスト

AB	Accreditation Body
Afi	Accountability Framework initiative
ASC	Aquaculture Stewardship Council
ASI	Assurance Services International
CAB	Conformity Assessment Body
CAR	Certification and Accreditation Requirements
CASS	Conservation Alliance for Seafood Solutions
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
CoC	Chain of Custody
CC	Code of Conduct
D/C	Deforestation and Conversion
DD	Due Diligence
EL	Entry Level
EEMP	Energy Efficiency Management Plan
EMP	Effluent Management Plan
EU	European Union
FAO	UN Food and Agriculture Organization
FIP	Fishery Improvement Project
FPIC	Free, Prior and Informed Consent
GDP	Gross Domestic Product
GHG	Greenhouse Gas
GM / GMO	Genetically Modified / Genetically Modified Organism
ILO	International Labour Organization
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change
ISEAL	International Social and Environmental Accreditation and Labelling (Alliance)
IUCN	International Union for Conservation of Nature
LLA	Logo Licence Agreement
IM	Ingredient Manufacturer
MJ	megajoules
ML	megalitres
MSC	Marine Stewardship Council
MSL	Majority Sustainability Level
NGO	Non-Governmental Organisation
OHCHR	Office of the High Commissioner for Human Rights
PDCA	Plan-Do-Check-Act
PPE	Personal Protective Equipment
RUoC	Requirements for the Unit of Certification
SDG	UN Sustainable Development Goal
t	Tonne (1,000 kg)
ToC	Theory of Change
UN	United Nations
UDHR	Universal Declaration of Human Rights
UoC	Unit of Certification
WCEP	Water Conservation and Efficiency Plan
WMP	Waste Management Plan

定義リスト

この基準に適用される定義は、ASC Vocabulary Portal からアクセスすることができます。

付属資料 2：飼料メーカーによる環境負荷

セクション A1 水使用量の計算

水の消費量は、以下のように計算しなければならない。

水の消費量 – 指標 1.18.2:

1. 計算の対象となる年を特定する。これは、前暦年（1 月 1 日-12 月 31 日）とする。
2. 定義された期間内（ステップ 1）における製品の総生産量 (t) を算出する。
3. 原料の受領から最終製品の出荷までの生産工程で使用するすべての水源を、「淡水」と「その他の水」に分けてリストアップする[184]。
   - 自治体の給水 (水道水/地下水)
   - 地表水源（湿地帯、河川、湖沼、収集/収穫された雨水を含む）
   - 地下水源（例：井戸）
   - 海水
   - 生成水[185]
4. 設定された期間 (ステップ 1) 内に水源 (ステップ 3) ごとに使用された水の量[186] (メガリットル) を算出する。
5. 使用した水の量を合計する (ステップ 4)。
6. 1 年間に生産される総製品 (ステップ 2) あたりの水使用量 (ステップ 5) の合計を計算し、メガリットル/t で表す。
7. ステップ 4、5、6 の結果を、ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを使用して、data@asc-aqua.org 経由で ASC に報告する。

セクション A2 廃水量の計算

廃水の排出は、以下のように計算しなければならない。

廃水の排出 – 指標 1.20.2:

1. 計算の対象となる年を特定する。これは、前暦年（1 月 1 日-12 月 31 日）とする。
2. 原料の受領から最終製品の出荷までの生産工程で発生するすべての廃水を、排出先ごとに、「淡水」と「その他の水」に分けてリストアップする[187]。

   - 自治体の処理施設
   - 地表水（湿地帯、河川、湖沼を含む）。
   - 地下水

[184] これは、GRI の報告要求事項に従ったもので、「淡水」は 1,000mg/L 以下の総溶解固形物、「その他の水」は 1,000mg/L より多い総溶解固形物に分類されている。
[185] **生成水**: 定義リスト参照。
[186] 使用量、すなわち水の消費量の計算は、消費された水の推定値に基づくのではなく、取水量から排出量を差し引いた値に基づかなければならない。
[187] これは、GRI の報告要求事項に従ったもので、「淡水」は 1,000mg/L 以下の総溶解固形物、「その他の水」は 1,000mg/L より多い総溶解固形物に分類されている。

- 海水

3. 設定された期間 (ステップ 1) 内に排出先 (ステップ 2) ごとに排出された廃水量 (メガリットル) を算出する。
4. 排出された廃水量を合計する (ステップ 3)。
5. ステップ 3 及び 4 の結果を、ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを使用して、data@asc-aqua.org 経由で ASC に報告する。

セクション A3 エネルギー消費量の計算

エネルギー消費量は、以下のように計算しなければならない。

エネルギー消費量 – 指標 1.21.2:

1. 計算の対象となる年を特定する。これは、前暦年（1 月 1 日-12 月 31 日）とする。
2. 定義された期間内（ステップ 1）における製品の総生産量 (t) を算出する。
3. 原料の受領から最終製品の出荷までの生産工程で使用される、すべてのエネルギー源をリストアップする:
   スコープ1—エネルギーキャリアの敷地内消費であり、以下を含む。
   - ディーゼル (L)
   - 石油/ガソリン（L）
   - 天然ガス(m3)
   - その他の燃料 (具体的に記載)

   スコープ2—電気その他の敷地外のエネルギー生成であり、以下を含む。
   - 電気 (kWh)、特に:
     - 国または地域の送電網から得られた電力
     - 送電網の外の再生可能資源からの電力（供給源を具体的に記載）
     - 敷地内の燃料消費量に含まれない送電網の外の非再生可能資源からの電力（供給源を具体的に記載）
   - 地域暖房/冷房 (kWh)
4. 設定された期間 (ステップ 1) 内にエネルギー源 (ステップ 3) ごとに使用された量を算出する。
5. 使用された量 (ステップ 4) を MJ に換算[188]し、合計する。
6. 評価年 (ステップ 2) に生産された製品 1 トンあたりの総エネルギー使用量を MJ (ステップ 5) で算出する。
7. ステップ 4、5、6 の結果を、ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを使用して、data@asc-aqua.org 経由で ASC に報告する。

[188] いくつかのオンライン変換ツールが使用可能。一例として、http://www.abraxasenergy.com/energy-resources/toolbox/conversion-calculators/energy/

セクション A4 廃棄物消費量の計算

廃棄物消費量は、以下のように計算しなければならない。

廃棄物消費量 – 指標 1.19.2:

1. 計算の対象となる年を特定する。これは、前暦年（1 月 1 日-12 月 31 日）とする。
2. 原料の受領から最終製品の出荷までの生産工程で発生する、有害廃棄物と非有害廃棄物に分別された廃棄物の排出先別の構成をリストアップする。
    - 再利用による回収[189]
    - リサイクルによる回収[190] (コンポスト化を含む)
    - その他の方法による回収 (具体的に記載）
    - 焼却による処分[191] (エネルギー回収あり)
    - 焼却による処分 (エネルギー回収なし)
    - 埋め立てによる処分[192]
    - 投棄、野焼きなどその他の方法による処分 (具体的に記載)

3. 設定された期間 (ステップ 1) 内に、排出先 (ステップ 2)ごとに発生した廃棄物の量 (トン)を算出する。
4. 発生した廃棄物の量を合計する (ステップ 3)。
5. ステップ 2、3、4 の結果を、ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを使用して、data@asc-aqua.org 経由で ASC に報告する。

セクション B GHG 排出量の計算 – 指標 1.21.4

水産資料に関連する GHG 排出量を見積もるため、温室効果ガスプロトコル [1] で定義された各排出スコープ内の以下の投入を計算に含めなければならない。

- **スコープ 1**—セクション A3 で定量化された、エネルギーキャリア (ディーゼル、石油/ガソリ ン、天然ガス）の敷地内消費による排出量。
- **スコープ 2**—セクション A3 で定量化された、電力の購入及びその他の敷地外エネルギー生成 (地域暖房など)に伴う排出量。
- **スコープ 3**—農作物、漁業、家禽/家畜、その他の原料の生産、加工、輸送に伴う排出量。

GHG 排出量は、以下のように計算しなければならない。

1. セクション A3 に含まれるエネルギー投入、及び平均的な原料飼料組成の 1%より大きい割合を占めるすべての飼料原料を含む、飼料生産への投入をリストアップする。
2. 前暦年 (1 月 1 日- 12 月 31 日) に 1 トンの飼料を生産するために使用された各投入物の量を算出する。

[189] **再利用**: 定義リスト参照。
[190] **リサイクル**: 定義リスト参照。
[191] **焼却**: 定義リスト参照。
[192] **埋め立て**: 定義リスト参照。

3. ステップ 1 で挙げた各投入物について、適切な排出係数とその発生源を kg CO2-eq 単位で決定し、記録する。詳細は以下を参照のこと。
4. ステップ 2 の各投入物の量にステップ 3 の各排出係数を乗じて、1 トンの飼料に伴う各投入物からの総排出量を算出する。
5. 1 トンの飼料に伴う総排出量を kg CO2-eq 単位で集計する。
6. ステップ 2、3、4、5 の結果を、ASC のウェブサイトで提供されているテンプレートを使用して、data@asc-aqua.org 経由で ASC に報告する。

投入に対する適切な排出係数の決定 – 排出係数は、直接モデル化するか、データベース(例: Agri-footprint、ecoinvent) から抽出するか、または ASC のオンライン GHG 計算機を使って計算することができる。排出係数の出典は明確に記載すべきである。排出係数を直接モデル化する場合は、すべての GHG を含み、IPCC[2] の直近 100 年の地球温暖化係数を使用する。飼料原料の排出係数には、関連性のある生物起源の排出（例：水田からのメタン排出）と、過去 20 年以内に土地利用の変化 （例：農作物生産のための森林伐採） があった場合は、その変化による排出を含めなければならない。土地利用変化の計算は、排出国固有のものとし、利用可能な基準 [3,4] に詳述されている公認の方法に従わなければならない。植物や動物原料に蓄積された炭素は、消費時に大気中に戻されるため、排出係数の計算では考慮してはならない （すなわち、飼料原料の排出係数から蓄積された炭素を差し引いてはならない）。飼料生産システムからの影響を副産物（例：魚の副産物ミール、フェザーミール） に配分する場合、好ましい配分方法は、カーボンフットプリントの仕様に関する水産物のカテゴリールール [5,6,7] に従って、相対的な質量によるものである。代わりに別の配分方法を使用する場合は、その理由とともに明確に記載しなければならない。

計算を容易にし、評価の一貫性を保つために、生産者は ASC ウェブサイトで提供されている GHG 計算機を使用して排出係数の取得と計算を行うこともできる。

参考文献 – セクション B GHG 排出量の計算

[1]World Resources Institute (2011). *Greenhouse Gas Protocol Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard*. Washington, D.C.: World Resources Institute.

[2]Myhre, G., Shindell, D., Bréon, F., Collins, W., Fuglestvedt, J., Huang, J., … & Zhang, H. (2013). Anthropogenic and Natural Radiative Forcing. In T. Stocker *et al.* (*Eds.*) *Climate Change 2013: The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Fifth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press.

[3]BSI (2011) *PAS 2050: Specification for the assessment of the life cycle greenhouse gas emissions of goods and services*. London, U.K.: British Standards Institute.

[4]ISO (2018) *ISO 14067: Greenhouse gases—Carbon footprint of products—Requirements and guidelines for quantification and communication*. Geneva, Switzerland: International Organization for Standardization.

[5]BSI (2012) *PAS 2050-2: Assessment of life cycle greenhouse gas emissions: Supplementary requirements for the application of PAS 2050:2011 to seafood and other aquatic food products*. London, U.K.: British Standards Institute.

[6]ISO (2020) ISO 22948: *Carbon footprint for seafood—Product category rules (CFP–PCR) for finfish*. Geneva, Switzerland: International Organization for Standardization.

[7]Standards Norway (2013) *Norwegian Standard 9418: Carbon footprint for seafood—Product category rules (CFP-PCR)*. Oslo, Norway: Standards Norway.

付属資料 3: デューデリジェンス (Due Diligence; DD)

DD 評価とそれが必要な場所

1. 原料メーカー[193];
    a. 海産原料
    b. 植物原料
    c. 飼料原料 (例: 陸生動物、藻類、昆虫ベース)

2. 一次原料[194]:
    a. 海産物由来の一次原料[195];
    b. 植物由来の一次原料

DD プロセス

デューデリジェンス (DD) プロセスは、付属資料 7 のリスク管理フレームワークの概念に沿って、事前に定義されたリスク要因に従って実施され、一連のステップを含み、各ステップは地域の状況におけるリスクに適合している。これらのステップは設定された順序に従い、以下の要素を含む。

1) 意図/目的の定義
    - この基準では意図がすでに定義されているので、この最初のステップは省略できる。

2) リスク要因の定義
    - 表 1 に示すリスク要因を使用する。

3) リスクの評価
    a. リスクのレベルを評価する。リスク評価は、経路 1) ASC 国別スコアカード又は経路 4）表 1 に記載された ASC 承認の認証により、リスク要因のリスクレベルが低いと事前に判断された場合には必要ない。

4) 適切な対策の実施
    a. リスク評価の結果、低リスクと判定されなかった場合、行動を起こし、対策を実施する。

---

[193] 家畜の副産物 （フェザーミール、ブラッドミール、ボーンミール、ヘモグロビンパウダーなど） から作られた原料の場合、デューデリジェンスの対象は原料メーカーのみであり、一次原料（すなわち、家畜農場） を対象に含めてはならない。

[194] 農業または漁業からの副産物から作られた原料の場合、一次原料とは、主要製品を作るために使用される材料を指す。例えば、
1. 魚の切り身を原料とする魚粉 – 一次原料は全魚
2. 小麦を加工して得られる小麦グルテン – 一次原料は小麦
3. 大豆の加工から得られる大豆レシチン – 一次原料は大豆

[195] 水産原料のデューディリジェンスには、EU の水揚げ義務で保持されている混獲を除き、全魚及び副産物など、漁業に由来するすべての製品を含めなければならない。水産養殖に由来する副産物は含まれない。

- 予防
- 緩和
- 治療
- 調達の中止。しかし、可能であれば、調達を中止するよりも緩和することが望ましい。

5) モニター:
   i. リスク要因、またはリスク要因の指標をモニターする。
   ii. 実施した対策の有効性をモニターする。

➔ 以下の場合には、リスク管理プロセスを繰り返す。
- モニタリングにより、前回決定したものとは異なるリスクレベルが示された場合。
- モニタリングにより、実施した対策が有効でないことが示された場合。
- 以前に決定したリスクレベルに影響を与える可能性のある重大な変更が発生した場合。
- いずれの場合も、少なくとも認証サイクル (3 年) ごとに行う。

デューデリジェンスプロセスの実施に関する詳細なガイダンスは、国連の Guiding Principles[196]及び OECD のデューデリジェンスガイダンス[197]に記載されている。

DD リスク要因

UoC は、少なくとも表 1 に示したリスク要因について、原料メーカー、海洋及び植物由来の一次原料生産のリスクが低いことを示す必要がある。原料メーカーとは、飼料メーカーが使用する原料を生産する企業・施設のことである。

[196] United Nations (2011), *Guiding Principles on Business and Human Rights, Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework*
[197] OECD (2018), *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct*

リスク要因

表 1: 原材料メーカーのデューデリジェンスのリスク要因、海産物や植物由来の一次原料の生産、低リスクを実証するためのスキーム

	法的	**社会**	**環境**
原料メーカーの **リスク要因**	原料メーカーが以下の指標を満たしていないリスク: 1.1.1 法律上のライセンス及び許可、不十分な規制監督の影響を受けた地域で操業することにより組織的な法令違反を犯していること	原料メーカーが以下の基準を満たしていないリスク: 1.3 労働規制の適用 1.4 強制労働 1.5 児童及び若年労働者 1.6 差別 1.13 苦情処理メカニズム	原料メーカーが以下の基準を満たしていないリスク: 1.17 環境規制の適用 1.18 水の使用 1.19 廃棄物の取り扱い 1.17 1.20 廃水の取り扱い 及び指標: 3.4.2 遺伝子組み換え作物の開示 3.4.3 医薬品添加物の開示
上記のリスク要因について、原料メーカーの**リスクが低いことを証明する第三者機関のスキーム**	*承認されたスキームについてはASC のウェブサイトを参照*	*承認されたスキームについてはASC のウェブサイトを参照*	*承認されたスキームについてはASC のウェブサイトを参照*

海洋由来の一次原料生産者の**リスク要因**	一次原料が、不十分な規制監督の影響を受けた地域に由来することにより、漁業において組織的な違法漁業が行われているリスク。	一次原料が、強制労働または最悪の形態の児童労働を用いて生産されるリスク。	一次原料が、無報告・無規制の漁業に由来するリスク。 一次原料が IUCN の絶滅危惧種または準絶滅危惧種である種に由来するリスク。 一次原材料がワシントン条約の付属資料に記載されている漁獲種に由来するリスク。
上記のリスク要因について、海洋由来の一次原料生産者の**リスクが低いことを示す第三者機関のスキーム**[198]	MSC認証 漁場 MarinTrust認定漁業 GSSI認定漁業スキームに認証された漁業	*承認されたスキームについてはASC のウェブサイトを参照*	MSC認証 漁場 MarinTrust認定漁業 GSSI認定漁業スキームに認証された漁業
植物由来の一次原料生産者の**リスク要因**	一次原料が、不十分な規制監督の影響を受けた地域に由来することにより、植物由来の一次原料の生産において、土地利用または環境に関する法律及び規制の組織的な違反が起きているリスク。	一次原料が、強制労働または最悪の形態の児童労働を用いて生産されるリスク。	一次原料が、違法な森林破壊/転換が行われた地域に由来するリスク。

[198] Other third-party certification schemes that address the risks in the table will be reviewed by ASC and could be accepted in future versions of the standard.

上記のリスク要因について、植物由来の一次原料生産者の**リスクが低いことを示す第三者機関のスキーム**	*承認されたスキームについてはASC のウェブサイトを参照*	*承認されたスキームについてはASC のウェブサイトを参照*	*承認されたスキームについてはASC のウェブサイトを参照*

低リスクを決定するための DD の経路

各リスク要因のリスクレベルを決定するために、1) 国別スコアカード、2) セクター・漁業評価、3) 原料メーカー評価、4) 認証の 4 つの経路のいずれかを使用しなければならない。法的、社会的、環境的に異なるリスク要因の評価には、異なる経路を用いることができる (表 1 参照)。ある経路で低リスクにならない場合は、別の経路を選択しなければならない。どの経路でも低リスクと判断できない場合は、実施された緩和策によって低リスクが達成されるまで、UoC はそのようなサプライチェーンからの調達を行わない。植物及び海洋由来の一次原料の場合、及び共同混合 (すなわち混在) の場合、最もリスクの高い原料が混合物の分類となり、混合物全体を調達できるかどうかを決定する。デューデリジェンスによる低リスクの判断に使用できる 4 つの異なる経路の図は、付属資料 7 の図 5 に記載されている。

経路:

1. **国別スコアカード:**
    a. ASC は、表 1 の (法的及び環境的な) リスク要因に関して、国のリスクレベルを低、中、高にランク付けした国別リスクカードを ASC ウェブサイトで提供する。それぞれのリスク要因で低リスクと判定された国については、UoC による特定のリスク要因に対するさらなる DD ステップは必要ない。国別リスクカードがまだない国については、低リスクを判断するための別の経路が必要となる。
2. **サブナショナル/セクター別評価** (植物由来の一次原料生産の場合) / **業界/産業評価** (原料メーカーの場合) **/ 漁場評価** (海洋由来の一次原料生産の場合):
    a. UoC は、表 1 に記載されているリスク要因に対して低リスクであることを示すために、セクター/業界/漁業の評価を行う。
    b. 低リスクが証明された場合、その証拠として以下を含めなければならない。
        i. リスクアセスメントまたはその概要
        ii. リスクアセスメントの結果、すなわちリスク要因ごとのリスクレベル
        iii. 実施されたモニタリングプログラム
3. **原料メーカー評価**[199]**:**
    a. UoC は、原料メーカーと協力して、原料メーカー、海洋または植物由来の一次原料が、表 1 に 記載されているリスク要因に対して低リスクであることを

[199] AFi には、「サプライチェーン・エンゲージメントとモニタリング・検証に関するガイダンスがある: https://accountability-framework.org/contents-of-the-framework/monitoring-and-verification/

証明する。海洋・植物由来の一次原料の生産リスク要因については、原料メーカーが一次原料生産レベルで低リ スクを確保するための適切なシステムまたは十分な情報を有しているかどうかに関する評価を行う。

b. 低リスクが証明された場合、その証拠として以下を含めなければならない。
   i. リスクアセスメントまたはその概要
   ii. リスクアセスメントの結果、すなわちリスク要因ごとのリスクレベル
   iii. 講じた対策とその有効性
   iv. 実施されたモニタリングプログラム

4. 認証:

a. ASC は、表 1 に記載されたスキームが、リスク要因に対応し低リスクを保証するものと考える。海洋由来の一次原料生産については、UoC は、表 1 に記載されている絶滅危惧種に関する 2 つの環境リスク要因について低リスクであることを証明するために、IUCN のレッドリスト及び CITES の付属資料 I、II、III リストを使用することができる[200]。

[200] このリスク要因は、EU の水揚げ義務で保持されている魚については評価する必要はない。

付属資料 4：大部分の持続可能性レベル（MSL）の算出方法

1. ステップ 1:全魚の持続性カテゴリーの決定

全魚の海産原料は、以下の表に基づいて採点されなければならない。以下の表は、全魚の海産原料にどのように持続性カテゴリーを割り当てるかを説明したものである。

表 2: この表は、全魚の海産原料に割り当てられた持続性カテゴリーを説明するものである

カテゴリー	以下の条件で調達された、原料となる全魚
カテゴリー 1	- 原料が MarinTrust Improvement Programme に基づいて承認されている、及び - 原料が www.fisheryprogress.org 上でアクティブな(basic)[201]FIP として掲載されている、及び - 原料メーカーが MarinTrust Improver Programme Accepted Site（または同等のもの[202]）であること。 - UoC が受領した原料が、工場から飼料養殖場まで MarinTrust CoC 認証を受けているか、または UoC が工場から飼料養殖場までの検証済みのトレーサビリティシステムを証明できる
カテゴリー 2	– 原料が MarinTrust 基準 (または同等のもの[203])に従って承認されている、及び – 原料メーカーが MarinTrust 認証 (または同等の認証) を受けている、及び – UoC が受領した原料が、工場から飼料養殖場まで MarinTrust CoC 認証を受けているか、または UoC が工場から飼料養殖場までの検証済みのトレーサビリティシステムを証明できる
カテゴリー 3	– 原料が MarinTrust Standard (または同等のもの)に従って承認されている、及び

[201] CASS も参照: https://solutionsforseafood.org/resources/fishery-improvement/

[202] MarinTrust Improver Programme Accepted Site 及び MarinTrust 認証を受けた原料メーカーとの同等性は、ISEAL Code of Good Practice への準拠と、MarinTrust で言及されている主要な持続可能性基準の考慮に基づいて評価される。これらには以下が含まれる。
- すべての完成品の原料の、原産地供給漁業への完全なトレーサビリティ。
- カテゴリー別に完成品を分別し、各出荷品の構成に関する情報を提供する能力。
- 工場は、国内法及び関連する主要な ILO 条約（29,87,98,99,100,105,111,138,182）に準拠した雇用、福祉、安全の要求事項を遵守していることを保証するメカニズムを有している必要がある。
- 工場は、製品の純度及び安全性の問題、ならびに排出物及び廃水を含む環境問題をカバーする、Good Manufacturing Practice 基準の認定を受ける必要がある。

[203] Marin Trust の原料基準との同等性は、ISEAL Code of Good Practice への準拠と、MarinTrust 基準のセクション 1.3 Responsible Sourcing of Fishery Raw Material を中心とした主要な持続可能性基準を考慮して評価される。認定は ASC のウェブサイトで公開される。

	– 原料が包括的な[204]FIP に関与しており、 www.fisheryprogress.org にアクティブとして掲載されている、及び – 原料が、カテゴリー4 が達成されるまで、MarinTrust 基準に基づいて承認されたままである、及び – 原料メーカーが MarinTrust 認証 (または同等の認証) を受けている、及び – UoC が受領した原料が、工場から飼料養殖場まで MarinTrust CoC 認証を受けているか、または UoC が工場から飼料養殖場までの検証済みのトレーサビリティシステムを証明できる
カテゴリー 4	MSC Chain of Custody (デフォルト版): 原料が Marine Stewardship Council Chain of Custody の認証 (または同等の認証[205]) を受けている

2. ステップ 2: 大部分の持続可能性レベルの決定

飼料メーカーは、全魚種の海産原料の持続可能性カテゴリーを決定した後、UoC 全体の MSL (大部分の持続可能性レベル) を算出する必要がある。大部分とは、全魚の体積の 50% 以上 (すなわち 50%またはそれ以上）と定義される。

2.1. 体積の計算

まず、海産原料の種類ごとに体積を算出しなければならない。体積はトンで計算する。海産原料は以下の種類に分けられる。

1. 海産原料 (全魚及び副産物) からの体積
2. 全魚の海産原料からの体積
   2.1. 全魚の海産原料合計からの体積
   2.2. カテゴリー1 (表2) に該当する全魚の海産原料の体積
   2.3. カテゴリー2 (表2) に該当する全魚の海産原料の体積
   2.4. カテゴリー3 (表2) に該当する全魚の海産原料の体積
   2.5. カテゴリー4 (表2) に該当する全魚の海産原料の体積
   2.6. カテゴリー1-4 (表2) に該当*しない*全魚の海産原料の体積

2.2. 大部分の計算

次に、海産原料の種類ごとの体積を用いて、以下の計算式で大部分の持続可能性レベルを算出する。

- カテゴリー1-4 のいずれにも該当しない場合、**ベースライン**を適用する。
- 2.2 の体積が 2.1 の体積の 50%以上である場合、**レベル 1** を適用する。
- 2.3 の体積が 2.1 の体積の 50%以上である場合、**レベル 2** を適用する。

[204] CASS も参照: https://solutionsforseafood.org/resources/fishery-improvement/

[205] MSC との同等性は、ISEAL Code of Good Practice への準拠と、MSC の原則と基準に記載されている持続可能性の基準を考慮して評価される。MSC 基準と同等と認められる基準は、ISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards に基づいて設定され、Global Sustainable Seafood Initiative (GSSI) Global Benchmarking Tool の要求事項を満たしていると認識される。基準は、完全な生態系アプローチに基づき、低次栄養レベルの種の管理及び従属する捕食者の個体群の保護に関する特別な規定を備えていなければならない。認定は ASC のウェブサイトで公開される。

- 2.4 の体積が 2.1 の体積の 50%以上である場合、**レベル 3** を適用する。
- 2.5 の体積が 2.1 の体積の 50%以上である場合、**レベル 4** を適用する。
-

注：大部分の計算の結果、2 つの潜在的なレベルがある場合は、以下を適用する:

- [(2.3 の体積) + (2.4 の体積) + (2.5 の体積)] (2.1 の体積)の 50%である場合、**レベル 2** を適用する。
- [(2.4 の体積) + (2.5 の体積)] (2.1 の体積)の 50%である場合、**レベル 3** を適用する。

注：副産物は大部分の計算に考慮されてない。

2.3. 初回認証前

2.1 の量の計算には、初回監査前の 24 ヶ月間に受領した海産原料が含まれる。2.2 の MSL 計算はこの量に基づいており、MSL 改善ステップのエントリーレベルとなる。

2.4. 初回認証後

2.1 の量の計算は毎年繰り返され、1 月から 12 月までの 12 ヶ月間に受領された海産原料が含まれる。

付属資料 5：マスバランス適格容量の計算

1. 適格原料の決定

UoC が調達可能なすべての海産・植物原料がマスバランス適格容量に含まれるわけではない。以下の原料はマスバランス適格容量に含まれる。

- 海産原料:
  - 水産養殖の副産物、EU の水揚げ義務で保持される副産物
  - 漁業からの副産物 (デューデリジェンスにより低リスクと判断された場合)
  - 全魚 (デューデリジェンスにより低リスクと判断された場合、サステナビリティ・カテゴリーは 1-4 となる)

- 植物原料:
  - カテゴリー 1)グローバルなリスクがあることが知られている植物原料、すなわち、大豆/パーム油 (デューデリジェンスにより低リスクであることが示されている場合、森林破壊/転換 (D/C)がないコミットメントがなされている場合、合法的な D/C について低リスクであることが示されている場合)。
  - カテゴリー 2) 最も使用量の多い植物原料（デューデリジェンスにより低リスクであることが示されている場合、D/C がないコミットメントがなされている場合、合法的な D/C について低リスクであることが示されている場合、または行動計画が実行中である場合）
  - カテゴリー 3) その他の植物原料（デューデリジェンスにより低リスクであることが示されている場合、D/C のないコミットメントがなされている場合）。

- 飼料原料 (デューデリジェンスにより低リスクと示されている場合)

- 飼料添加物

- UoC が海産飼料として受け入れる年間総原料重量（体積）の 1%未満である原料

以下の原料は調達可能であるが、マスバランス適格容量にはカウントされない。

- 海産原料:
  - 全魚 (デューデリジェンスにより低リスクであることが示されているが、持続可能性のカテゴリー1-4 に該当しない場合)

- 植物原料:
  - カテゴリー 1) グローバルなリスクがあることが知られている植物原料、すなわち、大豆/パーム油 (デューデリジェンスにより低リスクであることが示され、D/C がないコミットメントがなされている場合、合法的な D/C については低リスクであることが証明できないが、行動計画が実施されている場合）。

図 1: 適格原料の決定

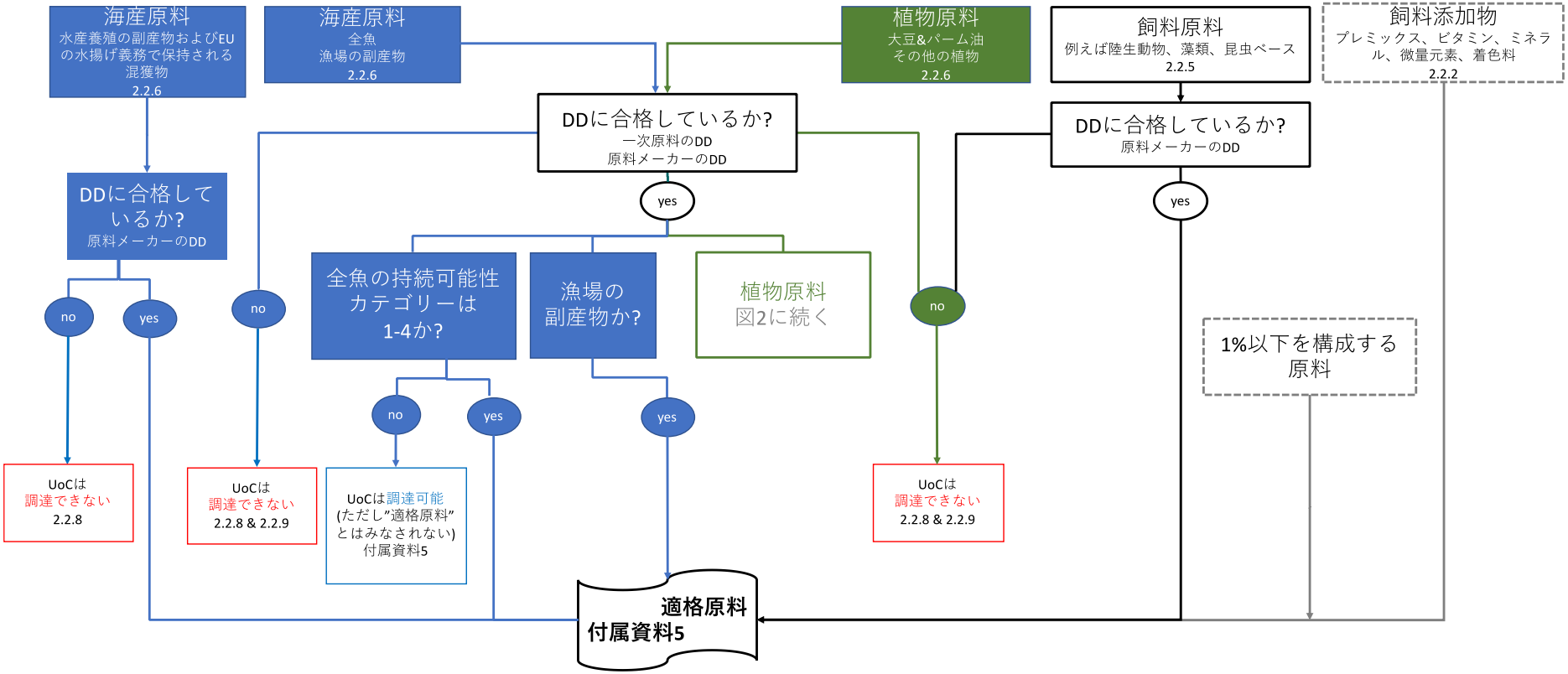
海産原料
水産養殖の副産物およびEUの水揚げ義務で保持される混獲物
2.2.6
海産原料
全魚
漁場の副産物
2.2.6
植物原料
大豆&パーム油
その他の植物
2.2.6
飼料原料
例えば陸生動物、藻類、昆虫ベース
2.2.5
飼料添加物
プレミックス、ビタミン、ミネラル、微量元素、着色料
2.2.2
DDに合格しているか?
一次原料のDD
原料メーカーのDD
DDに合格しているか?
原料メーカーのDD
DDに合格しているか?
原料メーカーのDD
yes
yes
no
yes
no
no
全魚の持続可能性カテゴリーは1-4か?
漁場の副産物か?
植物原料
図2に続く
no
yes
yes
1%以下を構成する原料
UoCは
調達できない
2.2.8
UoCは
調達できない
2.2.8 & 2.2.9
UoCは調達可能
(ただし"適格原料"とはみなされない)
付属資料5
UoCは
調達できない
2.2.8 & 2.2.9
適格原料
付属資料5

図 2: 適格植物原料の決定

森林破壊/転換 (D/C) のリスク評価結果と植物原料の調達への影響。このバージョンの基準では、植物原料のサプライチェーンにおける森林破壊や転換に関連して、高リスクの カテゴリー3）原料や低リスクが実証されていない原料には、明確な調達要求事項は適用されない。これはASC によって見直され、将来のバージョンの基準で変更される可能性がある。

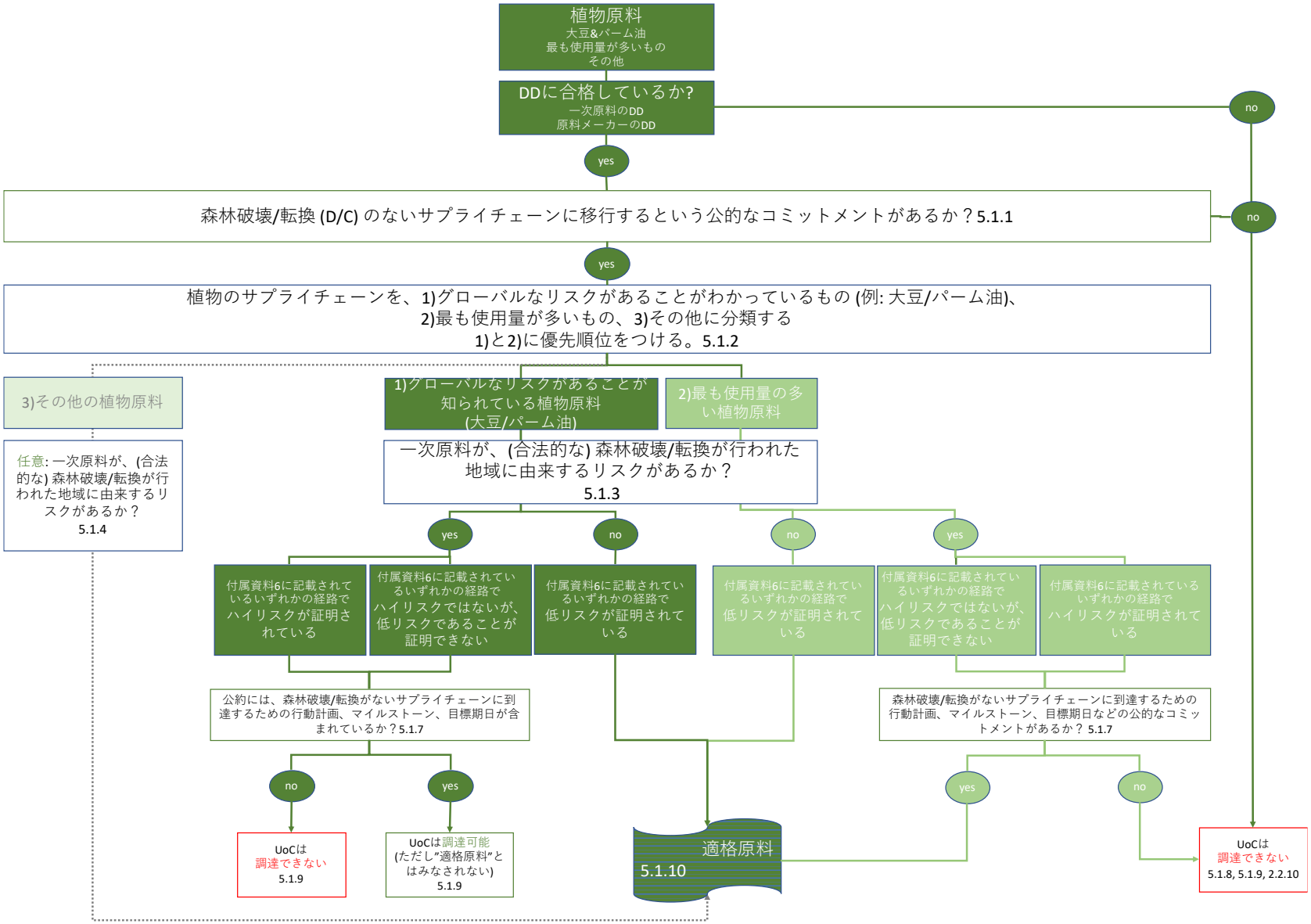
植物原料
大豆&パーム油
最も使用量が多いもの
その他
DDに合格しているか?
一次原料のDD
原料メーカーのDD
no
yes
森林破壊/転換 (D/C) のないサプライチェーンに移行するという公的なコミットメントがあるか？5.1.1
no
yes
植物のサプライチェーンを、1)グローバルなリスクがあることがわかっているもの (例: 大豆/パーム油)、
2)最も使用量が多いもの、3)その他に分類する
1)と2)に優先順位をつける。5.1.2
3)その他の植物原料
任意: 一次原料が、(合法的な) 森林破壊/転換が行われた地域に由来するリスクがあるか？
5.1.4
1)グローバルなリスクがあることが知られている植物原料
(大豆/パーム油)
2)最も使用量の多い植物原料
一次原料が、(合法的な) 森林破壊/転換が行われた地域に由来するリスクがあるか？
5.1.3
yes
no
no
yes
付属資料6に記載されているいずれかの経路でハイリスクが証明されている
付属資料6に記載されているいずれかの経路でハイリスクではないが、低リスクであることが証明できない
付属資料6に記載されているいずれかの経路で低リスクが証明されている
付属資料6に記載されているいずれかの経路で低リスクが証明されている
付属資料6に記載されているいずれかの経路でハイリスクではないが、低リスクであることが証明できない
付属資料6に記載されているいずれかの経路でハイリスクが証明されている
公約には、森林破壊/転換がないサプライチェーンに到達するための行動計画、マイルストーン、目標期日が含まれているか？5.1.7
森林破壊/転換がないサプライチェーンに到達するための行動計画、マイルストーン、目標期日などの公的なコミットメントがあるか？ 5.1.7
no
yes
yes
no
UoCは
調達できない
5.1.9
UoCは調達可能
(ただし"適格原料"とはみなされない)
5.1.9
適格原料
5.1.10
UoCは
調達できない
5.1.8, 5.1.9, 2.2.10

2. 適格量の計算

以下の 4 つのステップでマスバランス適格量を算出する。

1) 適格海産原料の総量（トン）
2) 適格植物原料の総量（トン）
3) 適格飼料の総量（トン）
4) 適格飼料添加物の総量（トン）

上記 1)-4)の適格原料の合計が「マスバランス適格容量」となる。

図 3: 適格原料モデル

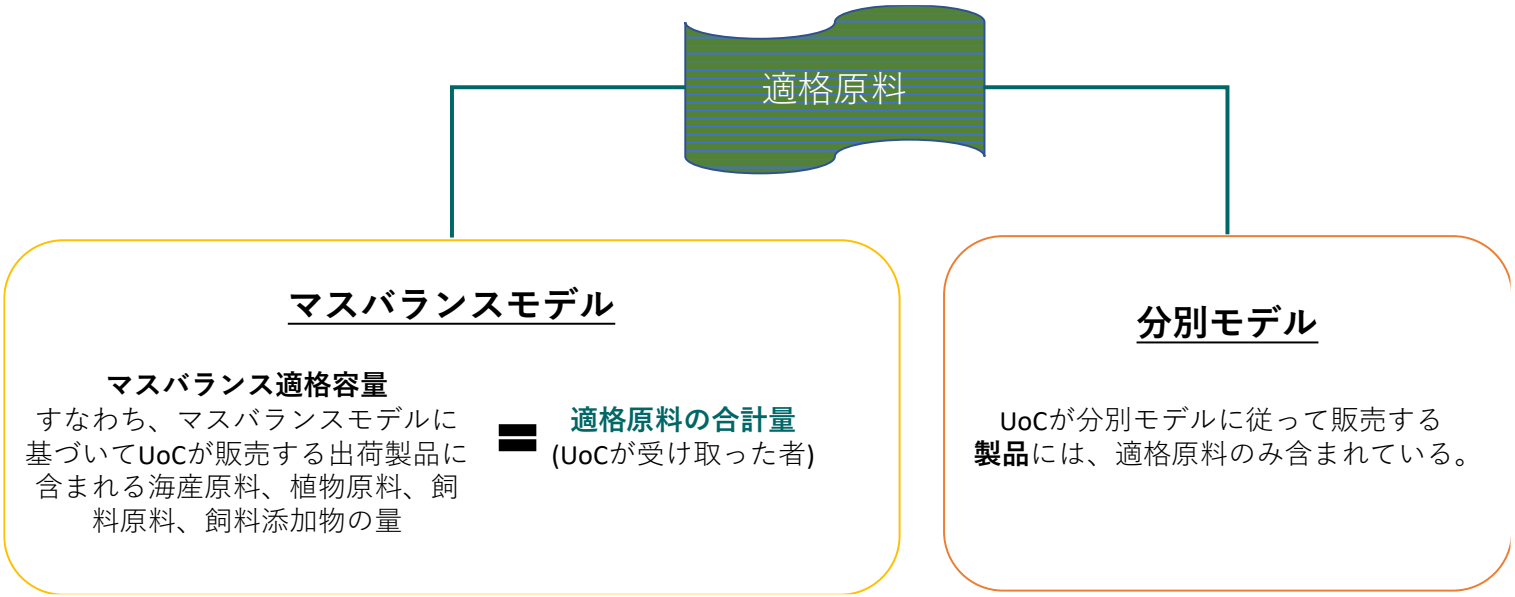

付属資料 6: 森林破壊/転換のないサプライチェーンの保証手順

UoC で使用される植物原料については、表 3 に記載されたリスク要因に対するリスクのレベルを評価する必要がある。この追加ステップは、 (合法的な)森林破壊と土地転換に関するリスクに焦点を当てている。

表 3: 植物原料のリスク要因と、低リスクを示すスキーム

	環境
植物由来の一次原料のリスク要因	一次原料が**合法的な**森林破壊/転換が行われた地域に由来するリスク
植物由来の一次原料について、上記のリスク要因に対して低リスクであることを示す第三者機関のスキーム [206]	*ASC ウェブサイト参照*

UoC は、森林破壊と転換に関するリスクを評価し決定するために、4 つの経路のうち 1 つを選択することができる。

リスク要因である森林破壊/転換を評価するために、異なる経路を使用することができる。ある経路が低リスクにならない場合は、別の経路を選択しなければならない。原料の共同混合 (すなわち混在) の場合、最もリスクの高い原料がその混合物の分類となる。

<u>経路:</u>

1. **国別スコアカード:**
    a. ASC は、表 3 のリスク要因に関して、国のリスクレベルを低リスク、中リスク、高リスクにランク付けした国別リスクカードを ASC ウェブサイトで提供する。それぞれのリスク要因について低リスクと評価された国については、UoC による更なるリスクアセスメントのステップは必要ない。国別リスクカードをまだ持っていない国については、低リスクを判断するための別の経路が必要となる。

2. **サブナショナル/セクター別評価:**
    a. UoCは、サブナショナルまたはセクターレベルの評価を実施する。
    b. リスクが証明された場合、その証拠として以下を含めなければならない。

[206] 表中のリスクに対応する他の第三者認証スキームについては、ASC が検討し、将来のバージョンの基準で受け入れられる可能性がある。

i. リスクアセスメントまたはその概要
ii. リスクアセスメントの結果、すなわちリスクレベル
iii. 実施されたモニタリングプログラム

3. **原料メーカーの評価**[207]:
   a. UoC は、原料メーカーと協働し、植物由来の一次原料について表 3 に記載されたリスク要因に対するリスクが低いことを証明する。
   b. 低リスクが証明された場合、その証拠として以下を含めなければならない。
      i. リスクアセスメントまたはその概要
      ii. リスクアセスメントの結果、すなわちリスクレベル
      iii. 講じた対策とその有効性
      iv. 実施されたモニタリングプログラム
   c. 低リスクがまだ達成されていないが、公約を達成するための行動計画が実施中である場合、その証拠には以下を含めなければならない。
      i. 主原料のトレーサビリティーの分析
      ii. リスクアセスメントまたはその概要
      iii. リスクアセスメントの結果、すなわちリスク要因ごとのリスクレベル
      iv. 講じた対策とその有効性
      v. 実施されたモニタリングプログラム
      vi. 公表された行動計画における定量的及び地理的に特定された目標とマイルストーンに関する進捗状況
4. **認証**:
   a. ASC は、低リスクを保証するために、表 3 に記載されたスキームがリスク要因に対応していると考える。

[207] AFi には、「サプライチェーン・エンゲージメントとモニタリング・検証に関するガイダンスがある: https://accountability-framework.org/contents-of-the-framework/monitoring-and-verification/.

付属資料 7：DD、森林保証/転換リスクアセスメントの要求事項を示すフローチャート及び許可された作業タイプの概要表

図 4:リスク管理フレームワークの一般的なプロセス概要

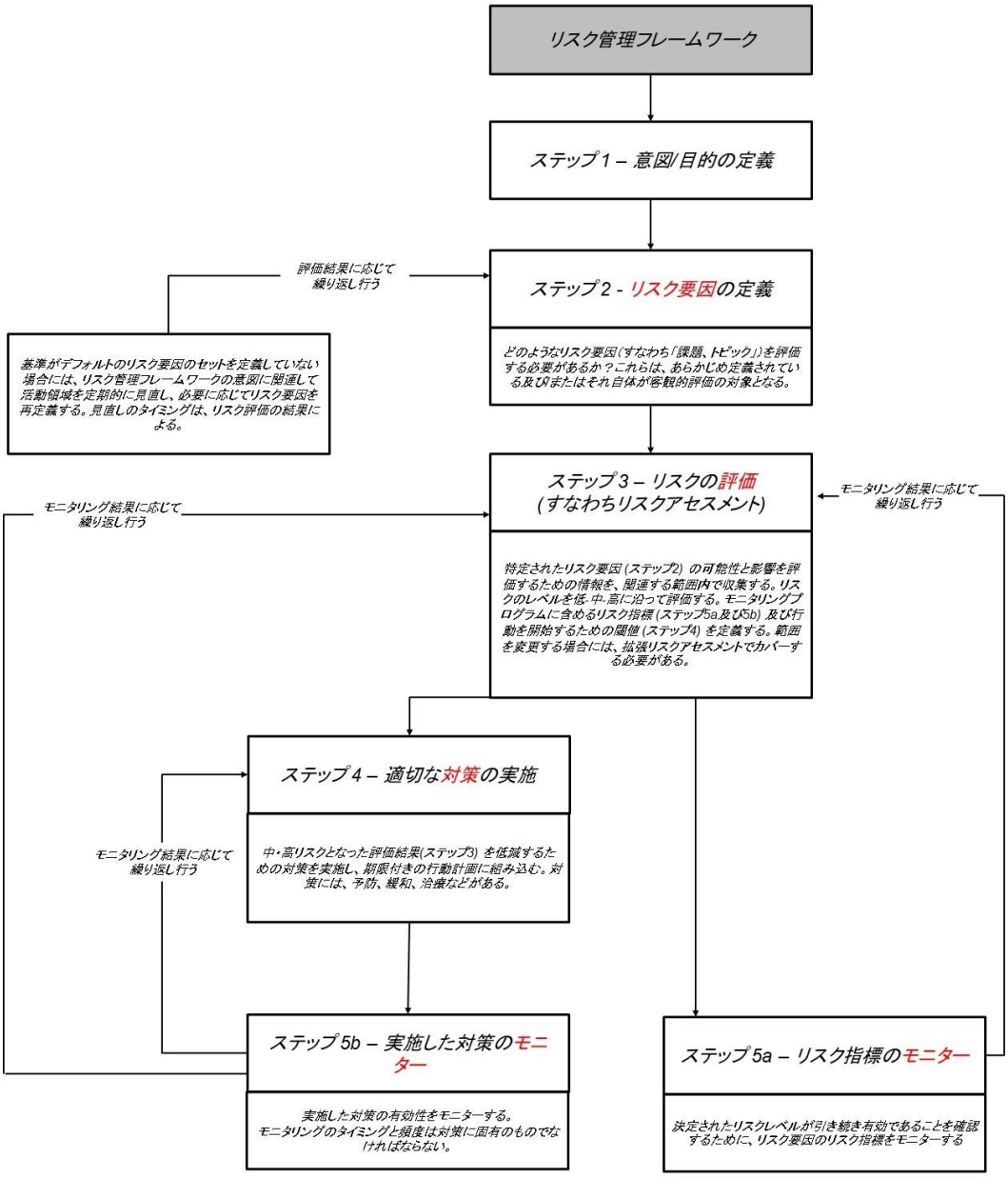

図 5：低リスクのデューデリジェンス判定に使用できる 4 つの異なる経路の説明図

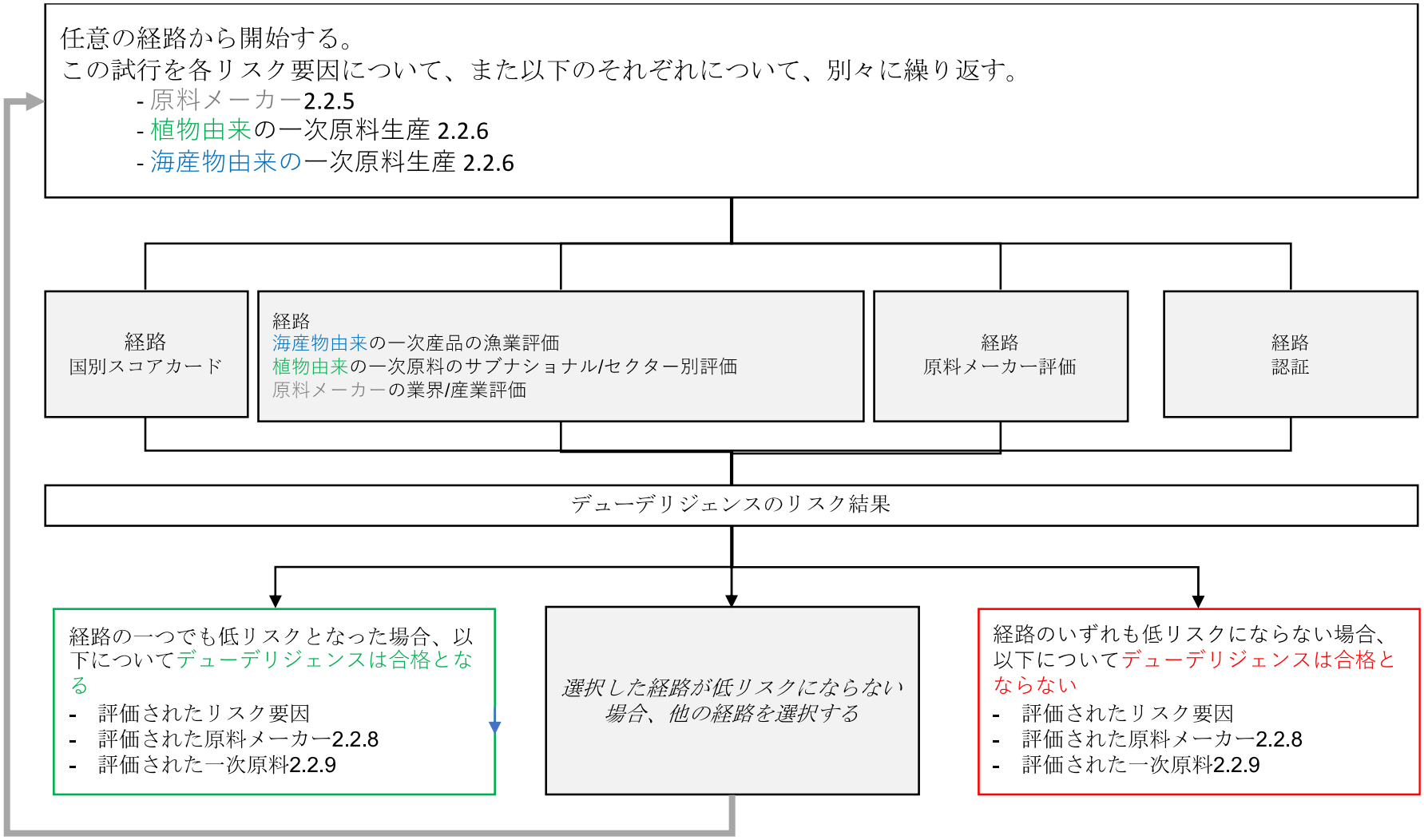

表 4：**年齢グループ別に許容される労働の種類**: この表は、各年齢グループで認められている仕事の種類をまとめたものです。グレーのセルは禁止されている労働を示しています。

年齢 **労働の種類**	**≥ 18** 成人	**15(14[208]) - 17** 若年労働者、児童	**13(12[209]) - 14** 児童	**< 13(12)** 児童
すべての作業；危険な作業を含む				
危険を伴わない作業				
軽作業				

[208] ILO 条約 138 号では、特定の発展途上国では例外的に 14 歳の雇用を認めている。ASC は ILO 条約 138 号に従い、これらの国での 14 歳からの雇用を同様に認めている。
[209] ILO 条約 138 号では、特定の発展途上国では例外的に 12 歳の雇用を認めている。ASC は ILO 条約 138 号に従い、これらの国での 12 歳からの雇用を同様に認めている。

表 5：年齢グループ別に許容される労働時間と休息

<table>
<tr><th colspan="2">年齢グループ</th><th colspan="7">労働時間 / 休息</th></tr>
<tr><td>成人</td><td>≥18</td><td>8時間/日
&
48 時間/週</td><td>12時間/週

例外的かつ自発的でなければならない</td><td>1時間/
8 時間</td><td>11 時間</td><td>24時間
(1 日)</td><td rowspan="3">3週間の
有給休暇</td><td>割増賃金、労働時間、休憩時間、日中の休息、週の休息、夜間労働のための健康評価に関する法律及び業界基準に従う</td></tr>
<tr><td>若年労働者、児童</td><td>15(14[210]) – 17</td><td>8時間/日
&
40 時間/週</td><td></td><td>0.5 時間/ 4.5 時間</td><td>12 時間</td><td rowspan="2">48時間
(2 日)</td><td>午後 10 時から午前 6 時までの間に働いてはならない</td></tr>
<tr><td>児童</td><td>13(12[211]) - 14</td><td>3時間/日
&
14 時間/週</td><td></td><td>0.5時間/
3 時間</td><td>14 時間</td><td>午後 8 時から午前 6 時までの間に働いてはならない</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>労働時間
(休憩時間を除く最長時間)</td><td>時間外労働
(1 週間あたりの最大時間)</td><td>休憩時間
(1 シフトあたりの最小時間)</td><td>毎日の休息
(24 時間あたりの最小連続時間)</td><td>週の休息
(7 日あたりの最小連続時間)</td><td>年次休暇
（フルタイム勤務 1 年ごとの最低日数)</td><td>夜間労働</td></tr>
</table>

[210] ILO 条約 138 号では、特定の発展途上国では例外的に 14 歳の雇用を認めている。ASC は ILO 条約 138 号に従い、これらの国での 14 歳からの雇用を同様に認めている。
[211] ILO 条約 138 号では、特定の発展途上国では例外的に 12 歳の雇用を認めている。ASC は ILO 条約 138 号に従い、これらの国での 12 歳からの雇用を同様に認めている。

付属資料 8：情報公開と ASC への報告に関する UoC の要求事項

レポートタイトル	公表	ASC への報告	テンプレート	指標
水使用量レポート	No	Yes	Yes	1.18.2
水の保全と効率化計画 (WCEP)	No	No	No	1.18.4
廃棄物処理レポート	No	Yes	Yes	1.19.2
廃棄物管理計画 (WMP)	No	No	No	1.19.3
廃水レポート	No	No	No	1.20.2
廃水管理計画 (EMP)	No	No	No	1.20.3
エネルギー消費レポート	No	Yes	Yes	1.21.2
エネルギー効率管理計画 (EEMP)	No	No	No	1.21.3
GHG 排出量レポート	Yes	Yes	Yes	1.21.4
原料及び一次原料レポート	Yes	No	Yes	2.2.3 2.2.4
デューデリジェンス及び経路レポート	Yes	Yes	Yes	2.2.10
業界/漁場評価または原料メーカー評価概要レポート	Yes	Yes	Yes	2.2.11
製品販売量 (マスバランス) レポート	No	Yes	Yes	3.2.4
製品販売量 (分別) レポート	No	Yes	Yes	3.2.5
大部分の持続可能性レベル (MSL) レポート	Yes	Yes	Yes	4.1.5
海産原料レポート	Yes	Yes	Yes	4.1.6
森林破壊及び転換のない植物原料の進捗状況レポート	Yes	No	No	5.1.11
低リスク植物原料報告書	Yes	Yes	Yes	5.1.12